

近畿税理士会天王寺支部 勉強会

令和2年分所得税 確定申告の留意点

開催日 令和3年2月3日（水）

収録 たかつガーデン

講師 税理士 坂口 明久 先生

講師 税理士 松田 昭久 先生

近畿税理士会 天王寺支部

令和 2 年分 所得税確定申告の留意点

I. 令和 2 年度税制改正	4
1. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し	4
2. e-Tax による準確定申告	10
3. 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除	12
4. 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度	12
5. 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度	12
6. 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設	13
7. 特定設備等の特別償却制度	13
8. 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	14
9. 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例制度	14
10. 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度	14
11. 倉庫用建物等の割増償却制度	14
12. 農業経営基盤強化準備金制度	14
13. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置	14
14. 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置	15
15. 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等	16
16. 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（措法 37 の 13）及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（措法 37 の 13 の 2）	16
17. 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法 41 の 19）	17
18. 先物取引に係る雑所得等の課税の特例（措法 41 の 14）及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除（措法 41 の 15）	17
19. 先物取引の差金等決済に係る支払調書の特例（措法 41 の 15 の 2）等	18
20. 譲渡制限付株式の価額等（所令 84 等）	18
21. 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 31 の 2）	19
22. 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等（措法 33、33 の 2、33 の 4）	19
23. 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法 33 の 3）	20
24. 贈与等により取得した資産の取得費等（所法 60）	20

25.	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設（措法 35 の 3）	23
26.	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 36 の 2、36 の 5）	24
27.	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等（措法 41、41 の 19 の 4）	24
28.	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の 5）及び特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の 5 の 2）	25
29.	特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（措法 37 等）	25
30.	短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例（措法 28 の 4）	26
31.	山林所得に係る森林計画特別控除（措法 30 の 2）	26
32.	国税の更正、決定等の期間制限（通則法 70）	26
33.	国税の更正、決定等の期間制限の特例（通則法 71）	27
34.	国外財産調書及び財産債務調書の提出制度（国外送金法 5、6 の 2）	28
II.	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律	29
1.	給付金の非課税（新型コロナ税特法 4）	29
2.	指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例制度の創設（新型コロナ税特法 5）	29
3.	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（新型コロナ税特法 6）。	30
III.	令和元年度の改正事項のうち、令和 2 年分の所得税から適用される主なもの	32
1.	分配時調整外国税相当額控除（所法 93、165 の 5 の 3）	32
2.	信託財産に係る利子等の課税の特例（所法 176、180 の 2）	32
3.	上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例（措法 9 の 3 の 2）	32
4.	源泉控除対象配偶者に係る控除の適用（所法 186 の 2、190）及び配偶者特別控除（所法 83 の 2）	33
5.	公的年金等に係る源泉徴収（所法 203 の 3、203 の 6、所令 319 の 5、319 の 6）。	33
IV.	平成 30 年度の改正事項のうち、令和 2 年分の所得税から適用される主なもの	34
1.	給与所得控除（所法 28）	34
2.	公的年金等控除（所法 35、措法 41 の 15 の 3 等）	34
3.	基礎控除（所法 86 等）	35
4.	扶養親族等の範囲	36
5.	特定支出控除（所法 57 の 2）	36
6.	青色申告特別控除（措法 25 の 2）	37

7.	所得金額調整控除の創設（措法 41 の 3 の 3）	37
V.	主な通達改正	39
1.	仮想通貨の名称変更	39
2.	配偶者居住権の取扱い	39
3.	株式譲渡における時価	40
VI.	判例	41
1.	取引相場のない株式を譲渡した場合の時価	41
VII.	補助金・助成金の取扱い	44
1.	新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係（例示）国税庁	44
2.	国等から支給される主な助成金等の課税関係（例示）国税庁	45
3.	収入計上時期	46
4.	国税庁 助成金等の収入計上時期の取扱い〔令和 3 年 1 月 13 日追加〕	46
5.	国税庁 Q & A	47
VIII.	業務を廃止した場合の取扱い	51
1.	臨時所得とされるもの	51
2.	事業所得の収入金額とされる保険金等	51
3.	家事転用	51
4.	各種引当金の戻入と繰入の禁止	54
5.	事業を廃止した場合の必要経費の特例	54
6.	リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期	55
7.	小規模事業者の現金基準の不適用	55
8.	純損失の繰越控除	56
9.	純損失の繰戻しによる還付の請求	57
10.	個人事業者の繰戻還付及び繰越控除の適用の有無について	60
11.	青色申告の取りやめ等	60
IX.	分配時調整外国税相当額控除	61
X.	国税庁の質疑応答事例に追加されたもの	65
1.	いわゆる営農型太陽光発電による余剰電力の売却収入	65
2.	介護休業を取得した従業員に保険会社から支払われる所得補償保険金	65
3.	従業員に貸与した奨学金の返済を免除した場合の経済的利益	66
XI.	確定申告書様式の変更	68
1.	第 1 表（収入金額等・所得金額）	68
2.	第 1 表（所得から差し引かれる金額）	69
3.	第 1 表（その他）	69
4.	第 2 表（雑所得等）	69

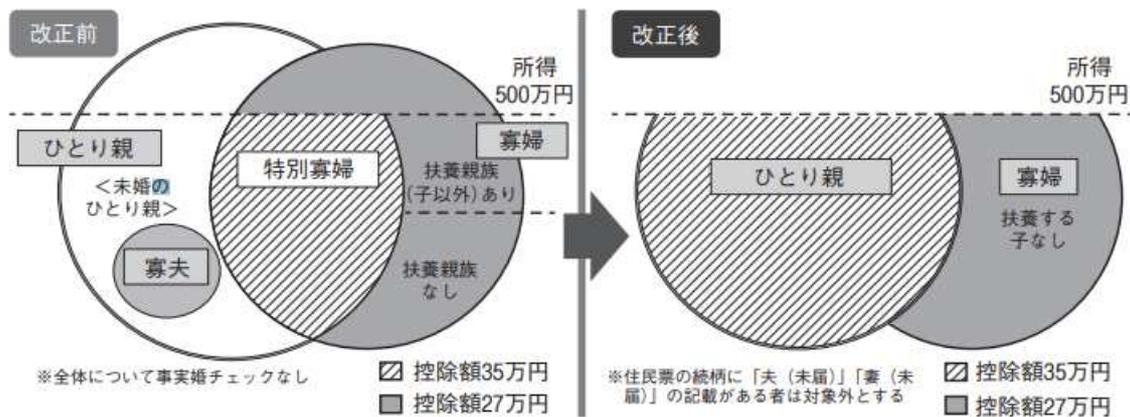
I. 令和2年度税制改正

1. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

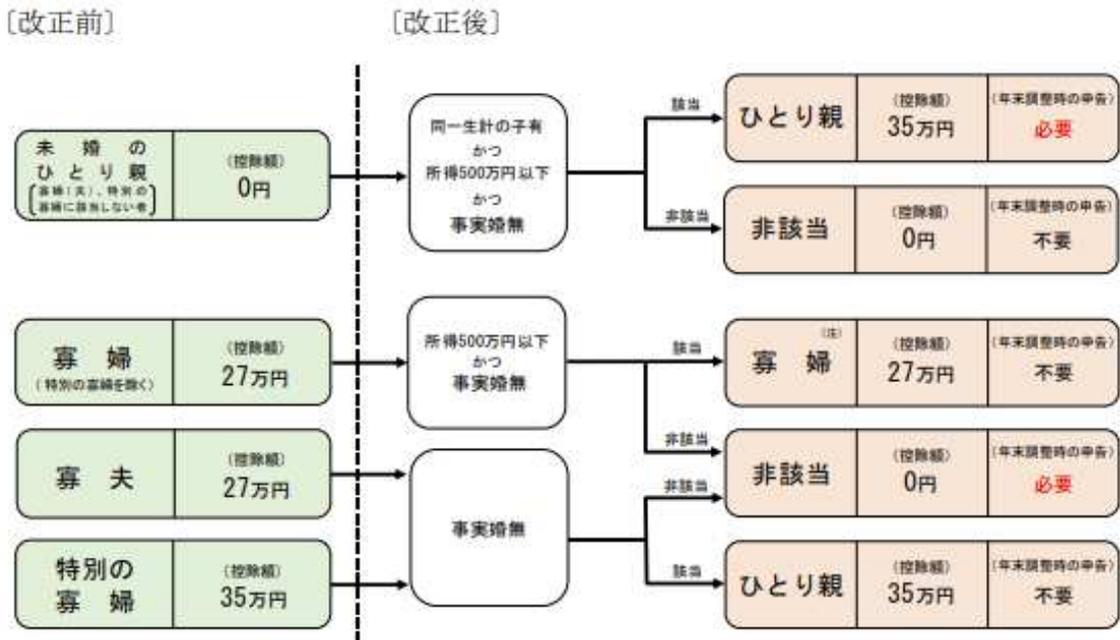
全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正を行う。

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額35万円）を適用

上記以外の寡婦については、引き続き控除額27万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（500万円以下（年収678万円））を設定



【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】



(1) ひとり親控除、寡婦控除、寡夫控除の意義等

ひとり親の意義

現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定のものうち、次に掲げる要件を満たすものをいう（所法2①三十一）。

イ その者と生計を一にする子でその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下のもの（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除きます。）を有すること。

ロ 合計所得金額が500万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として一定のものがいないこと。

この「事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として一定のもの」とは、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める者とされています（所規1の4）。

(イ) その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合……その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

(ロ) その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合……その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

ひとり親控除

居住者がひとり親である場合には、その年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から 35 万円を控除することとされました（所法 81）。なお、このひとり親控除は、（令和 3 年より）給与等に係る源泉徴収及び公的年金等に係る源泉徴収の段階で適用できることとされています。

改正前	改正後
<p>所法 2 ①三十 寡婦 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの</p> <p>ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、第 70 条（純損失の繰越控除）及び第 71 条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第 22 条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が 500 万円以下であるもの</p>	<p>所法 2 ①三十 寡婦 次に掲げる者で<u>ひとり親に該当しないもの</u>をいう。</p> <p>イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>（1） 扶養親族を有すること。</p> <p>（2） 第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二條（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が 500 万円以下であること。</p> <p>（3） <u>その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと。</u></p> <p>ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、イ（2）及び（3）に掲げる要件を満たすもの</p>
<p>所法 2 ①三十一 寡夫</p> <p>妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者のうち、その者と生計を一にする親族…を有し、かつ、合計所得金額が 500 万円以下であるものをいう。</p>	<p>廃止</p>

(2) 適用開始日

これらの改正は、令和 2 年分以後の所得税について適用されます。具体的には、令和 2 年分以後の年末調整及び確定申告において適用されます（改正法附則 2）。

そのため、令和 2 年分の源泉徴収事務においては、月々の給与等及び公的年金等に対する源泉徴収では改正前の控除が適用され、年末調整では改正後の控除が適用されることとなります。

(3) 経過措置

① 改正前に死亡・出国した者等に対する改正前の経過措置

令和 2 年 4 月 1 日前に死亡した者、同日前に令和 2 年分の所得税につき所得税法第 127 条の規定による確定申告書（以下「出国をする場合の確定申告書」といいます。）を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者（これらの者のうち改正前の寡婦又は寡夫であるものとして改正前の寡婦（寡夫）控除の適用がある者であって、改正後の寡婦又はひとり親に該当しないこととなるものに限ります。）についての改正前の寡婦（寡夫）控除の適用については、従前どおりとされています（改正法附則 6）。

② 源泉徴収に関する経過措置

月々の源泉徴収においては、令和 3 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用されます（改正法附則 8 ①⑦、9 ①②）。

③ 年末調整に関する経過措置

年末調整に係る部分の改正は、令和 2 年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が令和 2 年 4 月 1 日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が令和 2 年 4 月 1 日前であるものについては従前どおりとされています（改正法附則 8 ②）。

④ 改正後の寡婦又はひとり親に該当しないこととなる者の年末調整に関する経過措置

上記③により年末調整をする場合において、改正前の寡婦（旧租税特別措置法の特定の寡婦（以下「旧租税特別措置法の寡婦」といいます。）を除きます。以下「旧所得税法の寡婦」といいます。）若しくは改正前の寡夫又は旧租税特別措置法の寡婦に該当する旨の記載がある給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者であって、改正後の寡婦又はひとり親に該当しないこととなる者は、給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日まで、その旨その他の事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与等に係る所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（改正法附則 8 ③、改正所規附則 8 ①）。

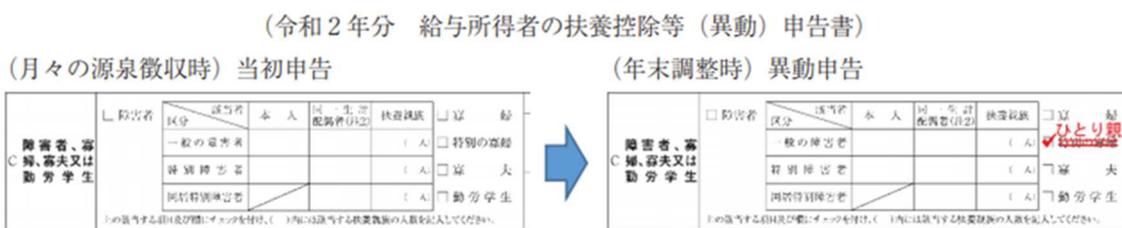
例えば、扶養親族を有する寡婦で合計所得金額 500 万円超の者や事実婚状態である寡婦が該当し、年末調整の際に給与等の支払者に寡婦及びひとり親に該当しない旨を申告し、年末調整における寡婦控除及びひとり親控除を適用しないこととなります。

⑤ 改正後のひとり親に該当することとなる者の年末調整に関する経過措置

上記③により年末調整をする場合において、旧所得税法の寡婦若しくは改正前の寡夫若しく

は旧租税特別措置法の寡婦に該当する旨の記載がない給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者又は旧所得税法の寡婦に該当する旨の記載がある給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者であって、ひとり親に該当することとなる者は、ひとり親に該当するものとしてひとり親控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、ひとり親に該当する旨その他一定の事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与等に係る所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。この場合において、当該申告書を提出した者は、給与所得者の扶養控除等申告書にひとり親に該当する旨の記載があるものとして年末調整が行われます（改正法附則 8④、改正所規附則 8②）。

例えば、いわゆる未婚のひとり親が該当し、年末調整の際に給与等の支払者にひとり親である旨を申告し、年末調整におけるひとり親控除を適用することとなります。



⑥ 改正前後で控除額が変わらない者の年末調整に関する経過措置

上記③により年末調整をする場合において、旧所得税法の寡婦に該当する旨の記載がある給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者であって上記④又は⑤による申告書の提出をしていない者は給与所得者の扶養控除等申告書に改正後の寡婦に該当する旨の記載があるものと、改正前の寡夫又は旧租税特別措置法の寡婦に該当する旨の記載がある給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者であって上記④による申告書の提出をしていない者は給与所得者の扶養控除等申告書にひとり親に該当する旨の記載があるものとして年末調整が行われます（改正法附則 8⑤）。

例えば、旧租税特別措置法の寡婦、旧所得税法の寡婦、改正前の寡夫に該当する者で事実婚状態にない者が該当し、給与所得者の扶養控除等申告書に記載済みであるため、年末調整において、旧所得税法の寡婦については寡婦控除、旧租税特別措置法の寡婦及び改正前の寡夫についてはひとり親控除を適用することとなります。

⑦ ひとり親に該当（非該当）することによる申告書に係る給与所得者の扶養控除等申告書のみなし適用

ひとり親に該当（非該当）することによる申告書は、給与所得者の扶養控除等申告書とみなして、所得税法（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額を除きます。）その他所得税に関する法令の規定を適用することとされています（改正法附則 8⑥）。

⑧ 施行日前に出国をした者に係る更正の請求の特例

令和 2 年 4 月 1 日前に令和 2 年分の所得税につき出国をする場合の確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につきひとり親控除の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から 5 年以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができることとされています（改正法附則 12）。

(4) 通達改正

改正後	改正前
<p>（配偶者控除を受ける場合の寡婦控除） 80－1 年の中途において<u>夫と死別した妻</u>でその年において寡婦に該当するものについては、たとえその者が死別した夫につき<u>配偶者控除の規定の適用を受ける場合であっても、寡婦控除の規定の適用があること</u>に留意する。</p>	<p>（配偶者控除を受ける場合の寡婦（寡夫）控除） 81－1 年の中途において<u>夫又は妻と死別した妻又は夫</u>でその年において寡婦又は寡夫に該当するものについては、たとえその者が死別した夫又は妻につき配偶者控除の規定の適用を受ける場合であっても、寡婦（寡夫）控除の規定の適用があることに留意する。</p>
<p>（配偶者控除を受ける場合のひとり親控除） 81－1 年の中途において<u>夫又は妻と死別した妻又は夫</u>でその年においてひとり親に該当するものについては、たとえその者が死別した夫又は妻につき<u>配偶者控除の規定の適用を受ける場合であっても、ひとり親控除の規定の適用があること</u>に留意する。</p>	<p>新設</p>

(5) 事例

内容	源泉徴収	年末調整	申告書の提出
女性、死別、事実婚なし 扶養親族である子あり <u>合計所得金額 600 万円</u>	旧寡婦に該当 扶養親族等の数に 1 人加算	新寡婦又はひとり親 に <u>非該当</u>	必要
女性、 <u>未婚</u> 、事実婚なし 扶養親族等である子あり	<u>旧寡婦に非該当</u>	ひとり親に該当	必要

内容	源泉徴収	年末調整	申告書の提出
合計所得金額 450 万円			
女性、離婚、事実婚なし 子以外の扶養親族あり 合計所得金額 480 万円	旧寡婦に該当 扶養親族等の数に 1 人加算	新寡婦に該当	不要
男性、死別、事実婚なし 扶養親族である子あり 合計所得金額 500 万円	旧寡夫に該当 扶養親族等の数に 1 人加算	ひとり親に該当	不要
女性、離婚、 <u>事実婚あり</u> 扶養親族である子あり 合計所得金額 350 万円	旧特別の寡婦に該当 扶養親族等の数に 1 人加算	新寡婦又はひとり親 に <u>非該当</u>	必要

2. e-Tax による準確定申告

(1) 概要

平成 30 年度税制改正において、令和 2 年分以降の確定申告時に青色申告特別控除(65 万円)の適用を受ける場合には、従前からの要件（正規の簿記の原則による記帳、貸借対照表・損益計算書の添付、期限内申告）に加え、「e-Tax による電子申告を行う」又は「電子帳簿を保存する」ことが要件とされました。

令和 2 年分以降の所得税及び復興特別所得税の準確定申告（死亡の場合）についても、青色申告特別控除（65 万円）の適用が受けられるよう、また利便性向上のため e-Tax での電子申告に対応しました。

(2) 適用開始時日

令和 2 年 1 月 6 日以降に提出される令和 2 年分以後の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書から適用されます（オン化省令 5 ①二、令和元年国税庁告示第 25 号）。

提出書類等

準確定申告書を e-Tax で提出する場合には、以下の書類の提出が必要となります。

番号	提出書類	提出方法
①	所得税及び復興特別所得税の準確定申告書 ※1	e-Tax(XML 形式)
②	死亡した者の令和_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 ※1	e-Tax(XML 形式)
③	準確定申告の確認書（PDF/77KB） ※2	e-Tax(PDF 形式)
④	委任状 ※3	書面

※1 ①準確定申告書を e-Tax で提出する場合は、相続人が 1 名の場合でも必ず②付表を e-Tax (XML 形式) で提出する必要があります。

※2 相続人が2名以上いる場合は、各相続人が申告内容等を確認した上で、自署で署名・捺印した③確認書のイメージデータ（PDF形式）をe-Taxで送信する必要があります。

令和 年分 準確定申告の確認書			
【被相続人】			
住 所			
氏 名			
【相続人代表者】			
住 所			
氏 名			
<p>私は、令和 年分の準確定申告の内容を確認するとともに、 相続人代表者に、当該申告書の提出を委託します。</p>			
【相続人】			
氏 名	住 所	税 額	印

※3 相続人が2名以上いる場合で、相続人代表が、その他の相続人が受け取るべき還付金を代表して受け取る場合には、各相続人が申告内容や還付額等を確認した上で、自署で署名・捺印した④委任状を書面で提出する必要があります。

(注) 所得の種類等によっては、上記の書類に加え、その他の書類の提出が必要となる場合があります。

(3) 送信方法等

e-Taxで送信する際に使用するID（利用者識別番号）や電子証明書については、以下のとおりです。

申告者	e-Taxで利用するID（利用者識別番号）	添付する電子証明書
相続人代表 ※1	相続人代表のID（1名分のみ）	相続人代表の電子証明書（1名分のみ）

申告者	e-Tax で利用する ID (利用者識別番号)	添付する電子証明書
税理士 (代理送信)	税理士の ID 相続人代表の ID(1 名のみ)	税理士の電子証明書 相続人代表の電子証明書 (省略可) ※2

※1 相続人代表が e-Tax で送信する場合は、申告を行う相続人代表の電子証明書の添付が必要となります (相続人代表以外の電子証明書の添付はできません)。

※2 税理士による代理送信の場合は、税理士の電子証明書を添付すれば、相続人代表の電子証明書の添付は省略できます。

3. 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除

(1) 概要

特別試験研究の対象となる国の指定を受けた医薬品等に関する試験研究に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所からの助成金の交付を受けて行われる特定用途医薬品等に関する試験研究が加えられました (措令 5 の 3 ⑩十二)。

(2) 適用開始日

令和 2 年分以後の所得税について適用されます (改正措令附則 5 ②)。

4. 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度

(1) 概要

適用対象者の範囲に、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する認定管理統括事業者及び管理関係事業者 (これらの者が同法に規定する特定連鎖化事業者である場合のその連鎖化事業の加盟者を含みます) を加えるとともに、償却割合を 20% (改正前: 30%) に引き下げた上、その適用期限が 2 年延長されました (措法 10 の 2 ①)。

(2) 適用開始日

令和 2 年 4 月 1 日以後に取得等をする高度省エネルギー増進設備等について適用されます (改正法附則 55)。

5. 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度

(1) 概要

次のとおり見直しを行った上、その適用期限が 2 年延長されました。

- ① 「給与等支給額が比較給与等支給額以上であること」との要件を廃止する (旧措法 10 の 5 ①一ロ)。
- ② 地方事業所基準雇用者数に係る措置における税額控除限度額について、対象雇用者数から非特定新規雇用者数を除外した上、基準雇用者割合にかかわらず、次の金額の合計額とする (措法 10 の 5 ①)。

イ 30 万円 (移転型事業にあっては、50 万円) に、地方事業所基準雇用者数 (基準雇用者数

を上限とする。以下同じ。)のうち特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額

ロ 20 万円 (移転型事業にあっては、40 万円) に、地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数を乗じて計算した金額

- ③ 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における地方事業所特別税額控除限度額を、40 万円 (改正前：30 万円) に、地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額 (特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には、30 万円 (改正前：20 万円) に、その特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額) に引き上げる (措法 10 の 5②)。

(2) 適用開始日

令和 2 年分以後の年分 (令和 2 年 3 月 31 日以前に地域再生法第 17 条の 2 第 3 項の認定を受けた個人の令和 2 年分以後の年分のうち一定の年分を除きます。) の所得税について適用されます (改正法附則 56①②)。

6. 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設

(1) 概要

青色申告書を提出する個人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入事業者であるものが、同法の施行の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、その個人の認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産 (認定導入計画に従って実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するためのものであることその他の要件を満たす一定のものに限ります。) の取得等をして、その個人の事業の用に供した場合には、その取得価額の 30%相当額の特別償却とその取得価額の 15%相当額の所得税額の特別控除との選択適用ができることとされました。ただし、所得税額の特別控除額については、その年分の調整前事業所得税額の 20%相当額が限度とされます (措法 10 の 5 の 4 の 2①③)。

(2) 適用開始日

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行の日以後適用されます (改正法附則 59②)。

7. 特定設備等の特別償却制度

(1) 概要

再生可能エネルギー発電設備等の償却割合が 14% (改正前：20%) に引き下げられた上、その適用期限が 1 年延長されました (措法 11①一、令和二年財務省告示第 80 号)。

(2) 適用開始日

令和 2 年 4 月 1 日以後に取得等をする特定設備等について適用されます (改正法附則 60①)。

8. 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例

(1) 概要

適用対象となる売却の範囲に、令和2年6月21日以後に農林水産大臣の認定を受けた地方卸売市場において行う売却が加えられた上、その適用期限が3年延長されました(措法25①、措令17②二、改正措令附則9)。

9. 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例制度

(1) 概要

特例の対象者を中小事業者で青色申告書を提出するもののうち常時使用する従業員の数が500人以下の個人とする見直しを行った上、その適用期限が2年延長されました(措法28の2①、措令18の5①)。

(2) 適用開始日

令和2年4月1日以後に取得等をする少額減価償却資産について適用されます(改正法附則62)。

10. 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度

(1) 概要

適用期限が2年延長されました(措法10の4の2①)。

11. 倉庫用建物等の割増償却制度

(1) 概要

適用期限が2年延長されました(措法15①)。

12. 農業経営基盤強化準備金制度

(1) 概要

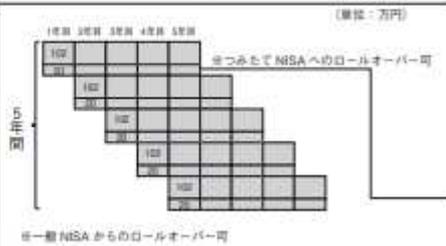
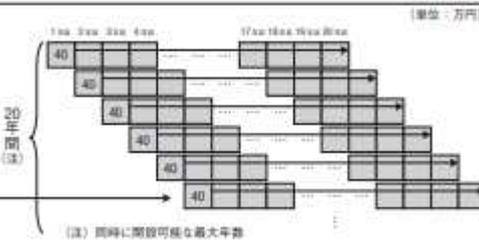
適用期限が1年延長されました(措法24の2①)。

13. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

(1) 概要

- ① 非課税累積投資契約に係る非課税措置(つみたてNISA)の勘定設定期間を令和24年12月31日まで5年延長されました(措法37の14⑤一ロ、五イ)。

NISA制度の見直しについて

	新NISA <small>いずれかを選択</small>	つみたてNISA
年間の投資上限額	2階 102万円 1階 20万円 <small>【思別として、1階での投資を行った者が2階での投資を行うことができる】</small>	40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間 <small>（1階部分は終了後に「つみたてNISA」に移行可能）</small>	20年間
口座開設可能期間	令和6年（2024年）～令和10年（2028年） （5年間）	平成30年（2018年）～令和24年（2042年） （2023年まで20年間の積立確保）
投資対象商品	2階 上場株式・公募株式投資信託等（注） 1階 つみたてNISAと同様 <small>【例外として、何らかの投資経験がある者が2階で上場株式のみに投資を行う場合には1階での投資を必要としない】</small>	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 <small>（商品性について内閣府が告示で定める要件を満たしたものに限る）</small>
投資方法	2階 制限なし 1階 つみたてNISAと同様	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ		

（備考）「ジュニアNISA」は延長せずに、法の規定どおり2023年末で終了。

（注）高レバレッジ投資信託など、一定の商品・取引について投資対象から除外。

- ② 以下の書類について、当該書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとされました（措法37の14⑬⑭、措令25の13の2②④、25の13の5）。

金融商品取引業者等変更届出書	非課税口座移管依頼書
非課税口座廃止届出書	非課税口座開設者死亡届出書
非課税口座異動届出書（勘定の変更又は令和6年分以後の累積投資勘定の設定に係るものに限る。）	

（2）適用開始日

上記②の改正は、令和2年4月1日以後に提出する書類について適用されます（改正法附則68④⑥、改正措令附則19、20）。

14. 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

（1）概要

次の書類について、当該書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとされました（措法37の14の2⑳、措令25の13の8⑫二、四、㉑、⑳）。

未成年者口座廃止届出書	出国移管依頼書
-------------	---------

未成年者帰国届出書	未成年者出国届出書
未成年者口座移管依頼書	未成年者口座開設者死亡届出書

(2) 適用開始日

令和2年4月1日以後に提出する書類について適用されます（改正法附則 69、改正措令附則 21②、④～⑦）。

15. 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等

(1) 概要

- ① 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、上場株式等以外の株式等につき、取得請求権付株式の請求権の行使等により取得する上場株式等で、その取得する上場株式等の全てをその取得の日に受け入れるもの等を加えられました（措令 25 の 10 の 2⑭二十の二、二十六ロ、二十七、二十九）。
- ② 以下の書類について、これらの書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できるとされました（措法 37 の 11 の 4①等）。

特定口座源泉徴収選択届出書	源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書
源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書	特定管理口座開設届出書
相続上場株式等移管依頼書	特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書
特定口座継続適用届出書	特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書
特定口座異動届出書（勘定の設定若しくは廃止又は営業所の移管に係るものに限る。）	
特定口座廃止届出書	特定口座開設者死亡届出書

(2) 適用開始日

令和2年4月1日以後に払込みにより取得をする特定株式について適用されます（改正法附則 67）。

16. 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（措法 37 の 13）及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（措法 37 の 13 の 2）

(1) 概要

- ① 適用対象となる特定新規株式の範囲に、次に掲げる株式が追加されました（措法 41 の 19①二）。
 - イ 内国法人のうちその設立の日以後5年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、投資事業有限責任組合（経済産業大臣の認定を受けたものに限る。）に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの（措法 41

- の 19①二、37 の 13①二イ、措規 18 の 15⑥、19 の 11⑥)
- ロ 内国法人のうちその設立の日以後5年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、第一種少額電子募集取扱業務を行う者（経済産業大臣の認定を受けたものに限る。）が行う当該業務により取得されるもの（措法 41 の 19①二、37 の 13①二ロ、措規 18 の 15⑦、19 の 11⑥)
- ② 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長されました（措法 41 の 19①四）。
- ③ 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長されました（措法 41 の 19①五）。

(2) 適用開始日

上記①の改正は、令和2年4月1日以後に払込みにより取得する特定新規株式について適用されます（改正法附則 74②）。

17. 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法 41 の 19）

(1) 概要

- ① 適用対象となる特定新規株式の範囲に、次に掲げる株式が追加されました（措法 41 の 19①二）。
- イ 内国法人のうちその設立の日以後5年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、投資事業有限責任組合（経済産業大臣の認定を受けたものに限る。）に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの（措法 41 の 19①二、37 の 13①二イ、措規 18 の 15⑥、19 の 11⑥)
- ロ 内国法人のうちその設立の日以後5年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、第一種少額電子募集取扱業務を行う者（経済産業大臣の認定を受けたものに限る。）が行う当該業務により取得されるもの（措法 41 の 19①二、37 の 13①二ロ、措規 18 の 15⑦、19 の 11⑥)
- ② 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する（措法 41 の 19①四）。
- ③ 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する（措法 41 の 19①五）。

(2) 適用開始日

上記①の改正は、令和2年4月1日以後に払込みにより取得する特定新規株式について適用されます（改正法附則 74②）

18. 先物取引に係る雑所得等の課税の特例（措法 41 の 14）及び先物取引の差金等決済

に係る損失の繰越控除（措法 41 の 15）

(1) 概要

適用対象から、暗号資産に係るデリバティブ取引（下記において「暗号資産デリバティブ取引」といいます。）の差金等決済に係る雑所得等を除外することとされました（措法 41 の 14①二）。

(2) 適用開始日

先物取引の差金等決済で居住者等が令和 2 年 5 月 1 日以後に行うものについて適用されま
す（改正法附則 72）

19. 先物取引の差金等決済に係る支払調書の特例（措法 41 の 15 の 2）等

(1) 概要

- ① 先物取引の差金等決済に係る支払調書の特例の適用対象となる差金等決済の範囲から、先物取引の差金等決済で令和 2 年 5 月 1 日以後に行われる暗号資産デリバティブ取引の差金等決済を除外する（措法 41 の 15 の 2、改正法附則 73①）。
- ② 令和 2 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に行われる暗号資産デリバティブ取引の差金等決済については、先物取引に関する支払調書の提出及び先物取引の差金等決済をする者の告知を要しないこととする（改正法附則 73②）。

20. 譲渡制限付株式の価額等（所令 84 等）

(1) 制度の内容

個人が法人に対して役務の提供をした場合において、その役務の提供の対価として譲渡制限付株式であってその役務の提供の対価としてその個人に生ずる債権の給付と引換えにその個人に交付されるものその他一定の要件を満たすもの（以下「特定譲渡制限付株式」という。）が交付されたときにおけるその特定譲渡制限付株式の交付に係る経済的利益は、その特定譲渡制限付株式の譲渡についての制限が解除された日にその日における価額により課税することとされている（所令 84①）。

(2) 概要

収入金額とすべき経済的利益の価額が譲渡についての制限が解除された日における価額とされる特定譲渡制限付株式等に関し、次の措置が講じられました。

- ① 法人に対する役務提供の対価として個人に生ずる債権の給付と引換えに交付される譲渡制限付株式以外の譲渡制限付株式で、実質的に法人に対する役務提供の対価と認められるものを対象に加える（所令 84①二）。

会社法改正前	会社法改正後
株式の無償交付は不可能であった	株式の無償交付が可能となる

- ② 特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の交付を受けた個人が譲渡についての制限が解除された日前に死亡した場合において、当該個人の死亡の時に発行人等が無償で取得することとなる事由に該当しないことが確定している当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式については、当該個人の死亡の日における価額を当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の経済的な利益の価額及び取得価額とする（所令 84①、109①二）。

改正前	改正後
被相続人の遺族の一時所得	所基通 23～35 共-5 の 3 被相続人の給与所得又は退職所得

(3) 適用開始日

上記①の改正は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）の施行の日（施行期日：令和 3 年 3 月 1 日）以後に交付の決議がされる特定譲渡制限付株式及びその特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式について適用されます（改正所令附則 1 五、4 ③）。

上記②の改正は、令和 2 年 4 月 1 日以後に個人が死亡する場合に適用されます（改正所令附則 4 ①）。

2 1. 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 31 の 2）

(1) 概要

令和 2 年 4 月 1 日以後に行う、次に掲げる譲渡を適用対象から除外した上、その適用期限が 3 年延長されました（措法 31 の 2 ①③）。

- ① 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る一定の都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡（旧措法 31 の 2 ②八）
- ② 都市計画区域内において行われる一団の宅地の造成（都市計画法に規定する一定の開発許可又は土地区画整理法に規定する一定の認可を受けて行われるものであること等の要件を満たすものに限る。）を行う者に対する土地等の譲渡（旧措法 31 の 2 ②十二）

2 2. 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等（措法 33、33 の 2、33 の 4）

(1) 概要

適用対象に、配偶者居住権の目的となっている建物又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等（以下「居住建物等」といいます。）が収用等をされたことに伴い配偶者居住権及び配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利（以下これらを「配偶者居住権等」といいます。）が令和 2 年 4 月 1 日以後に消滅等をし、一定の補償金等を取得する場合が加えられました（措法 33①三の二、三の三、③二～四、33 の 2 ①一、33 の 4 ①、改正法附則 63②～⑥）。

23. 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法 33 の3）

(1) 概要

第一種市街地再開発事業等が施行された場合において、配偶者居住権の目的となっている建物に係る権利変換により施設建築物の一部等についての配偶者居住権を取得する権利を取得したときが加えられました（措法 33 の3②④）。

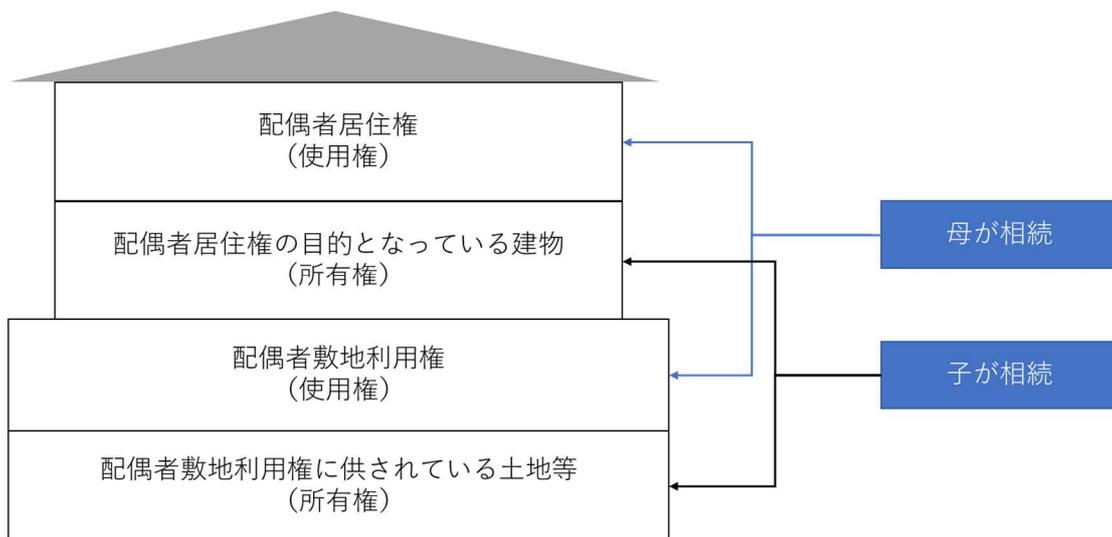
(2) 適用開始日

令和2年4月1日以後に行う資産の譲渡について適用されます（改正法附則 63⑦⑧）。

24. 贈与等により取得した資産の取得費等（所法 60）

(1) 配偶者居住権等とは

配偶者居住権（建物使用权）及び配偶者敷地利用権（敷地使用权）の両方を併せて配偶者居住権等といいます。



(2) 配偶者居住権等の取扱い

事由		配偶者	配偶者以外の親族（所有者）
相続開始時（設定）		相法 23 の2により財産評価（配偶者居住権等）	配偶者居住権等を控除して財産評価
譲渡		配偶者居住権は、譲渡することができない（民法 1032②）	
合意解除	無償		みなし贈与（相基通 9-13 の2）
	対価あり	譲渡所得課税 ※居住用の特例適用なし	
配偶者の相続開始			課税関係なし

※ 親族を相手とする合意解除の場合（私見）

(3) 譲渡所得の計算上控除する取得費

配偶者居住権等に関し、次の措置が講じられました。

① 配偶者居住権等が令和2年4月1日以後に消滅した場合における譲渡所得の金額の計算については、相続等により配偶者居住権等を取得した時において、その時に居住建物等を譲渡したとしたならば居住建物等の取得費の額として計算される金額のうちその時における配偶者居住権等の価額に相当する金額に対応する部分の金額として一定の計算をした金額により配偶者居住権等を取得したものとし、当該金額から配偶者居住権の存続する期間を基礎として一定の計算をした金額を控除した金額をもって配偶者居住権等の取得費とする（所法 60③、改正法附則 4）。

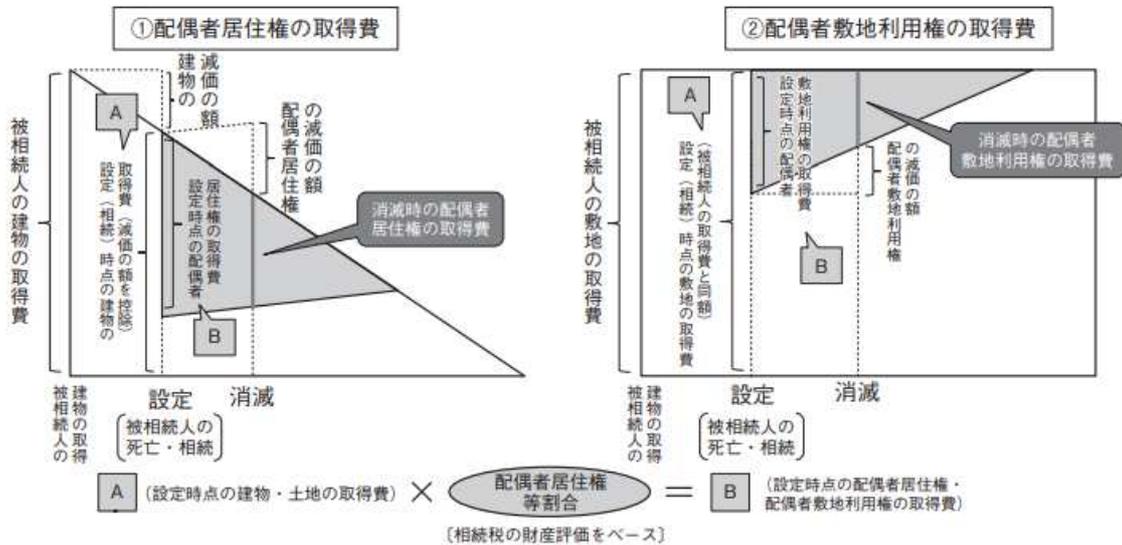
配偶者居住権及び配偶者敷地利用権の消滅等に係る譲渡所得の計算上控除する取得費

- 配偶者居住権は譲渡することはできないが、合意解除や放棄は可能と解されており、例えば配偶者居住権付き建物の所有者がその対価を配偶者に支払い、配偶者居住権を消滅させることが可能 → 譲渡所得が発生
- ①配偶者居住権及び②配偶者敷地利用権の消滅等の対価に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は次のとおり。

- ① 建物の取得費（※1）に配偶者居住権割合（※2）を乗じて計算した金額から、その配偶者居住権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額
- ② 土地の取得費に配偶者居住権割合（※2）を乗じて計算した金額から、その配偶者敷地利用権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額

※1 被相続人による取得から配偶者居住権の設定までの期間の減価の額を控除した取得費

※2 配偶者居住権の設定時における配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の価額がそれぞれ建物又は土地の価額に占める割合



事例

1. 配偶者居住権（建物使用权）の取得費

- ① 配偶者居住権設定時の建物の取得費（減価の額控除後） 10,000 千円
 - ② 配偶者居住権割合 80%（相続税の評価割合）
 - ③ 配偶者居住権の減価の額の割合 $\text{イ} / \text{ロ} = 60\%$
- イ 配偶者居住権を取得した日から消滅日までの年数 9年

ロ 配偶者居住権の存続年数 15年

取得費 = ①10,000千円 × ②80% - (①10,000千円 × ②80% × ③60%) = 3,200千円

2. 配偶者敷地利用権（土地使用権）の取得費

① 配偶者居住権設定時の土地の取得費 20,000千円

② 配偶者居住権割合 75%（相続税評価）

③ 配偶者敷地利用権の減価の額の割合 上記イ/ロ = 60%

取得費 = ①20,000千円 × ②75% - (①20,000千円 × ②75% × ③60%) = 6,000千円

② 相続等により取得した居住建物等を令和2年4月1日以後に譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上控除する居住建物等の取得費は、その建物に配偶者居住権が設定されていないとしたならば居住建物等を譲渡した時においてその取得費の額として計算される金額から、居住建物等を譲渡した時において配偶者居住権等が消滅したとしたならば、配偶者居住権等の取得費とされる金額を控除する（所法60②、改正法附則4）。

配偶者居住権等が設定された建物及び土地の譲渡に係る譲渡所得の計算上控除する取得費

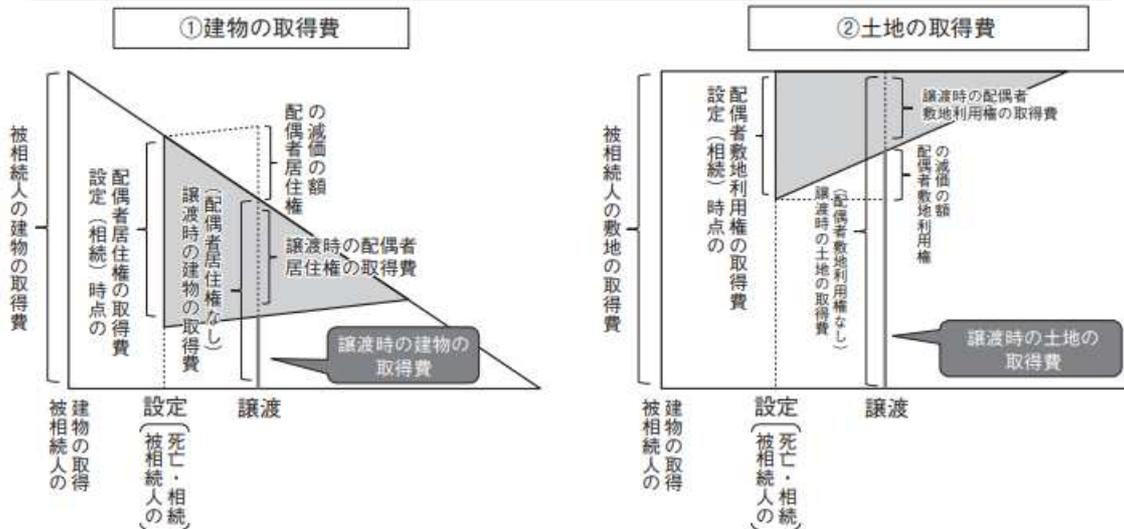
相続により①配偶者居住権の目的となる建物又は②配偶者敷地利用権の目的となる土地を取得した相続人がこれらを譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は次のとおり。

① 建物の取得費（※1）から配偶者居住権の取得費（※2）を控除した金額

② 土地の取得費から配偶者敷地利用権の取得費（※2）を控除した金額

※1 配偶者居住権の設定から建物の譲渡までの期間の建物の減価の額を控除した金額

※2 配偶者居住権の設定から建物又は土地の譲渡までの期間の配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の減価の額を控除した金額



事例

1. 配偶者居住権の目的となっている建物（所有権）の取得費

- ① 配偶者居住権の目的となっている建物の譲渡時の建物の取得費（減価の額控除後）
9,000 千円
- ② 配偶者居住権の取得費 3,200 千円
- ③ 取得費 = ①9,000 千円 - ②3,200 千円 = 5,800 千円

2. 配偶者敷地利用権の目的となっている土地（所有権）の取得費

- ① 配偶者居住権譲渡時の土地の取得費 20,000 千円
- ② 配偶者敷地利用権の取得費 6,000 千円
- ③ 取得費 = ①20,000 千円 - ②6,000 千円 = 14,000 千円

③ 配偶者居住権等が令和2年4月1日以後に消滅（配偶者居住権等を取得した時に居住建物等を譲渡したとしたならば当該居住建物等を取得した日とされる日以後5年を経過する日後の消滅に限る。）をしたことによる所得は、長期譲渡所得とする（所令 82 二、三、改正所令附則 3）。

25. 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設（措法 35 の3）

(1) 概要

・**地方部を中心に、全国的に空き地が増加。**
（地方部における世帯所有の「宅地」の約10%が空き地）

低額な不動産取引の課題

- 想定したよりも売却収入が低い
- 相対的に譲渡費用（測量費、解体費等）の負担が重い
- 様々な費用の支出があった上に、さらに課される譲渡所得税の負担感が大きい

土地を売らずに、
低未利用地（空き地）として放置

少額の低未利用土地について、売主の取引にあたっての負担感を軽減することで、現所有者が土地を売却するインセンティブを付与し、土地に新たな価値を見いだす者への譲渡を促進

【利活用されていない少額の空き地等の活用イメージ】



- ・ 移住者等の居住、店舗、事務所、アトリエ等の利用
- ・ 隣地所有者による管理・利活用

- 新たな利用意向を示す新所有者による土地の適切な利用・管理
- 土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化
- 所有者不明土地の発生予防

個人が、都市計画区域内にある土地基本法に規定する低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利（以下「低未利用土地等」といいます。）で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡（特別の関係がある者に対してするもの及びその対価（その譲渡とともにした当該低未利用土地の上にある資産の譲渡の対価を含みます。）の額が500万円を超えるものを除きます。）を令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間にした場合（その譲渡の後に当該低未利用土地等の利用がされる場合に限りません。）には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万

円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)を控除することができることとされました(措法 35 の 3 ①②)。

ただし、本特例の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の譲渡をその前年又は前々年中にした場合において、その者がその譲渡につき本特例の適用を受けているときは、当該低未利用土地等について本特例は適用されません(措法 35 の 3 ③)。

26. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法 36 の 2、36 の 5)

適用期限が2年延長されました。

27. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等(措法 41、41 の 19 の 4)

(1) 改正前の新住居への先行取得の場合の取扱い(両特例の併用)

		平成25年		26年	27年	28年	29年	30年
新住居		取得	居住	居住	居住	居住	居住	居住
		住宅ローン控除特例適用						
旧住居	ケース1	居住	譲渡(譲渡特例等の適用不可)					
	ケース2	居住	保有	保有	保有	保有	譲渡(譲渡特例等の適用不可)	
	ケース3	居住	保有	保有	保有	譲渡(譲渡特例等の適用可能)		

住宅ローン控除特例は、居住日の属する年とその前後の2年間計5年間に譲渡特例等を受けていないことが適用要件とされている一方で、譲渡特例等は、居住の用に供されなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡について適用を受けることができるとされていました。

ケース3のように、平成28年の旧住居の譲渡は、新住居の居住日の属する年とその前後の2年間の譲渡には当たらず、かつ、旧住居が居住の用に供されなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡に当たることから、両特例の併用が可能となります。

(2) 会計検査院の指摘

新住居を取得した日以後3年を経過する日の属する年に行った旧住居の譲渡に限って両特例の併用が行われている状況は、住宅ローン控除特例と譲渡特例等の併用を制限している制度の趣旨に鑑みると合理的ではなく、必ずしも必要最小限のものとなっていないと考えられる。

(3) 概要

次の措置が講じられました。

① 住宅の取得等をした家屋(以下「新規住宅」という。)をその居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日の属する年から3年目に該当する年中に新規住宅及びその敷地の用

に供されている土地等以外の資産の譲渡（以下において「従前住宅等の譲渡」という。）をした場合において、その者が従前住宅等の譲渡につき次に掲げる特例の適用を受けるときは、新規住宅について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができないこととする（措法 41②）。

- イ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 31 の 3）
- ロ 居住用財産の譲渡所得の特別控除（措法 35①）
- ハ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 36 の 2、36 の 5）
- ニ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法 37 の 5）

② 認定住宅をその居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日の属する年から 3 年目に該当する年中に認定住宅及びその敷地の用に供されている土地等以外の資産の譲渡（以下において「従前住宅等の譲渡」という。）をした場合において、その者が従前住宅等の譲渡につき次に掲げる特例の適用を受けるときは、認定住宅について認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができないこととする（措法 41 の 19 の 4⑬）。

- イ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 31 の 3）
- ロ 居住用財産の譲渡所得の特別控除（措法 35①）

(4) 適用開始日

令和 2 年 4 月 1 日以後に行う資産の譲渡について適用されます（改正法附則 71、75）。

28. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の 5）及び特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の 5 の 2）

適用期限が 2 年延長されました。

29. 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（措法 37 等）

(1) 概要

次のとおり見直しを行った上、その適用期限が 3 年（過疎地域の外から内への買換え及び次の④に係る買換えについては、令和 3 年 3 月 31 日まで）延長されました。

- ① 既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産から工場等が相当程度集積している区域内にある建物又はその敷地の用に供されている土地等を除外する（措法 37①表一、措令 25⑦）。
- ② 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産が次の区域内にある場合の課税の繰延割合を 70%（改正前：80%）に引き下げる（措法 37①表二）。
 - イ 令和 2 年 4 月 1 日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に規定する航空機騒音障害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する

法律に規定する第二種区域となった区域

ロ 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に規定する第二種区域

- ③ 都市再生特別措置法に規定する都市機能誘導区域の外から内への買換えについて、適用対象から除外する（旧措法 37①表四）。
- ④ 防災再開発促進地区内にある土地等の買換えについて、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物を建築するために譲渡をされるものであることとする譲渡資産に係る要件における耐火建築物又は準耐火建築物の範囲に耐火建築物又は準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物で一定のものを加える（措法 37①表五）。
- ⑤ 船舶から船舶への買換えについて、次の見直しを行う（措法 37①表七、措令 25⑭二、⑮二）。
- イ 譲渡資産となる船舶のうち建設業又はひき船業用のものにおける進水の日から譲渡の日までの期間の上限を 35 年（改正前：40 年）に引き下げる。
- ロ 買換資産となる船舶のうち海洋運輸業又は沿海運輸業の用に供されるものにおける進水の日から取得の日までの期間の上限を法定耐用年数とする。
- ⑥ 短期所有の土地等の譲渡について特例を適用できることとする措置を 3 年延長する（措法 37⑫）。

(2) 適用開始日

上記①、②、④及び⑤の改正は、令和 2 年 4 月 1 日以後に資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換資産の取得をする場合におけるその譲渡について適用されます（改正法附則 63⑨、改正措令附則 10②）。

30. 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例（措法 28 の 4）

適用停止措置の期限が 3 年延長されました。

31. 山林所得に係る森林計画特別控除（措法 30 の 2）

適用期限が 2 年延長されました。

32. 国税の更正、決定等の期間制限（通則法 70）

(1) 問題点

期限後申告書が更正決定等の期間制限の到来間際に提出された場合には、加算税の賦課要件を満たしているにもかかわらず、その期間制限の到来までに賦課決定通知書の送達が困難であり、結果として加算税を課税することができない事例が生じており、その適正課税の確保が課題とされてきました。

(2) 概要

賦課決定をすることができないこととなる日前3月以内にされた納税申告書の提出又は納税の告知を受けることなくされた源泉所得税等の納付（調査による更正決定又は納税の告知を予知してされたものを除きます。）に係る無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定について、その提出又は納付がされた日から3月を経過する日まで、行うことができることとされました（通則法 70④）。

(3) 適用開始日

令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます（改正法附則 52①）。

3.3. 国税の更正、決定等の期間制限の特例（通則法 71）

(1) 概要

国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限に関し、次の①に掲げる事由が生じた場合において、次の②に掲げる事由に基づいてする更正決定等について、租税条約等の相手国等に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から3年間は、行うことができることとされました（通則法 71①四）。

- ① 国税庁等の当該職員が納税者に国外取引（非居住者若しくは外国法人との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引又は非居住者若しくは外国法人が提供する場を利用して行われる資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引をいう。）又は国外財産に関する書類（その電磁的記録を含む。）又はその写しの提示等を求めた場合において、その提示等を求めた日から60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示等がなかったこと（納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）。
- ② 国税庁長官（その委任を受けた者を含む。）が租税条約等の規定に基づきその租税条約等の相手国等に上記①の国外取引又は国外財産に関する情報提供要請をした場合（その情報提供要請が更正決定等を行うことができないこととなる日の6月前の日以後にされた場合を除くものとし、その情報提供要請をした旨の納税者への通知が情報提供要請をした日から3月以内にされた場合に限る。）において、その課税標準等又は税額等に関し、租税条約等の相手国等から提供があった情報に照らし非違があると認められること。

(2) 適用開始日

令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます（改正法附則 52②）。

34. 国外財産調書及び財産債務調書の提出制度（国外送金法5、6の2）

(1) 概要

次の見直しが行われました。

- ① 相続の開始の日の属する年（以下「相続開始年」という。）の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する相続人は、相続開始年の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（以下「相続国外財産」という。）を除外したところにより、提出することができることとする。この場合において、国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定する（国外送金法5②）。

（注）財産債務調書における相続又は遺贈により取得した財産又は債務についても同様とされます（国外送金法6の2②）。

- ② 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の適用対象から、次に掲げる場合を除外する（国外送金法6③）。

イ その年の12月31日において相続国外財産を有する者（その価額の合計額が提出基準額を超える国外財産（相続国外財産を除く。）を有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がなく提出期限内に国外財産調書の提出がない場合

ロ その年の12月31日において相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がなく国外財産調書に記載すべき相続国外財産についての記載がない場合（記載不備の場合を含む。）

（注）財産債務調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置についても、同様の改正が行われています（国外送金法6の3②）。

- ③ 国外財産に係る所得税に関し修正申告等がある者が、その修正申告等があった日前に、国税庁等の当該職員から国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類（その電磁的記録を含む。）又はその写しの提示等を求められた場合において、その提示等を求められた日から60日を超えない範囲内においてその提示等の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示等をしなかったとき（その者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）における加算税の軽減措置又は加重措置の適用については、次のとおりとする（国外送金法6⑦）。

イ その国外財産に係る加算税の軽減措置は、適用しない。

ロ その国外財産に係る加算税の加重措置は、加算する割合を10%（適用前加算割合：5%）とする。ただし、上記②イ又はロに該当する場合には、その加算する割合は5%（適用前加算割合：なし）とする。

(2) 適用開始日

上記①の改正は、令和2年分以後の国外財産調書又は財産債務調書について適用されません（改正法附則133①⑤）。

上記②及び③の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます(改正法附則 133 ③④⑦)。

II. 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律

1. 給付金の非課税(新型コロナ特法4)

市町村又は特別区から給付される次の給付金について、所得税を課さないこととされました。

- (1) 家計への支援の観点から給付される令和2年度の一般会計補正予算(第1号)における特別額給付金給付事業費補助金を財源として給付される給付金(新型コロナ特法4①一、新型コロナ特規2①)
- (2) 令和2年3月分又は4月分の児童手当(児童手当法に規定する児童手当をいいます。)の支給を受ける者のうち、一定の者に対して給付される令和2年度の一般会計補正予算(第1号)における子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を財源として給付される給付金(新型コロナ特法4①二、新型コロナ特規2②③)

2. 指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例制度の創設(新型コロナ特法5)

中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、**文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象とする。**

(注1) 不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものを対象とする。

(注2) 本特例を用いた寄附金控除の対象金額は20万円を上限とする。その他の要件等については、現行の寄附金控除と同様とする。

〔寄附金控除の適用までの流れ〕

- ①【主催者】 文化庁等に申請。
- ②【文化庁等】 主催者に指定行事証明書等を交付。当該イベント名等を公表。
- ③【主催者】 払戻請求権を放棄した観客等に対し、指定行事証明書のコピー、払戻請求権放棄証明書を交付。
- ④【観客等】 確定申告の際、指定行事証明書のコピー、払戻請求権放棄証明書を申告書に添付。

(1) 概要

令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間において、新型コロナウイルス感染

症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止若しくは延期又はその規模の縮小を行った文化芸術又はスポーツに関する行事で一定のものの入場料金等払戻請求権の全部又は一部を放棄した場合には、その放棄をした部分の払戻請求権相当額の合計額（当該合計額が 20 万円を超える場合には、20 万円）について、寄附金控除（所法 78）又は公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法 41 の 18 の 3）の適用ができることとされました（新型コロナ税特法 5 ①③）。

所得税		住民税
所得控除	税額控除	税額控除
課税所得に応じて 5.105 % ～ 45.945% (所法 78)	最大で以下の税額控除 (支出額－2,000 円)×40% (措法 41 の 18 の 3)	都道府県・市町村が条例で指定した場合 最大で以下の税額控除 (支出額－2,000 円)×10% (地法 37 の 2、314 の 7)

3. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（新型コロナ税特法 6）。

次の措置が講じられました。

(1) 概要

【A. 需要変動平準化のための住宅ローン控除の特例の適用について】

○新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローンを借りて新築した住宅、取得した建売住宅又は中古住宅、増改築等を行った住宅に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとする。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと
- ②一定の期日(※)までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること
- ③令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること

(※)「一定の期日」… 新築の場合 令和2年9月末 まで
建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合 令和2年11月末 まで

(1) 住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをした個人が、特別特定取得をした家屋を、令和2年12月31日までにその者の居住の用に供することができなかった場合において、次に掲げる要件を満たすときは、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除期間の特例（措法 41）を適用できることとする（新型コロナ税特法 6 ④⑤、新型コロナ税特令 4 ③）。

- ① 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特別特定取得をした家屋を令和2年12月31日までにその者の居住の用に供することができなかったこと
- ② 上記①の家屋の特別特定取得に係る契約が、次に掲げる住宅の取得等の区分に応じそれぞれ次に定める日までに締結されていること
 - イ 居住用家屋の新築又は認定住宅の新築 令和2年9月30日
 - ロ 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得、一定の居住の

用に供する家屋の増改築等又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得
令和2年11月30日

- ③ 上記①の家屋を令和3年1月1日から同年12月31日までの間にその者の居住の用に供すること

○ **既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件(取得の日から6か月以内)**について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、**一定の期日までに増改築等の契約を行っている等の要件を満たしていれば、入居期限を「増改築等完了の日から6か月以内」とする。**

既存住宅取得の日から
6か月以内に入居

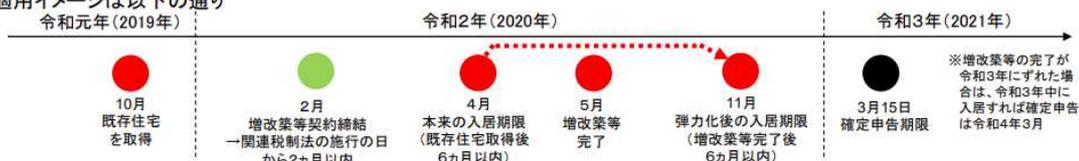


契約期限等の要件(※)を満たし、
増改築等完了の日から
6か月以内入居

※以下の要件を満たす必要あり(確定申告等の申請時に必要な書類については、以下のURLに掲載。)

- (1) 以下のいずれか遅い日までに増改築等の契約が行われていること。
・ 既存住宅取得の日から5か月後まで(取得の日より前に契約が行われている場合でも構わない。)
・ 関連税制法の施行の日(令和2年4月30日)から2か月後(令和2年6月30日)まで(施行の日より前に契約が行われている場合でも構わない。)
- (2) 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと。

※適用イメージは以下の通り
令和元年(2019年)



※耐震基準を満たさない既存住宅でも、取得から6か月以内に耐震改修を行い入居するなら、住宅ローン減税や不動産取得税の特例(住宅・住宅用地)の対象にできる特例(買って耐震)についても同様に措置。(なお、不動産取得税の特例については、耐震改修完了の日から6か月以内に家屋所在地の都道府県への申請が必要。)

- (2) 既存住宅の取得をし、かつ、当該既存住宅をその者の居住の用に供する前に当該既存住宅の増改築等をした個人が、当該既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつた場合において、次に掲げる要件を満たすときは、住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除(措法41)を適用できることとする(新型コロナ税特法6①②、新型コロナ税特令4①)。

- ① 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたこと
- ② 上記①の既存住宅につき行う増改築等に係る契約が、当該既存住宅の取得をした日から5月を経過する日又は新型コロナ税特法の施行の日(令和2年4月30日)から2月を経過する日のいずれか遅い日までに締結されていること
- ③ 上記①の既存住宅の増改築等の日から6月以内に当該既存住宅をその者の居住の用に供すること

(注) 要耐震改修住宅の取得をし、一定の日までに耐震改修に係る契約を締結している個人が、当該要耐震改修住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつた場合についても、同様の措置が講じられています(新型コロナ税特法6③)。

(2) 申告手続

住宅ローン控除の適用を初めて受ける方は、確定申告の際に、住宅ローン控除の計算明細書

などの必要書類を確定申告書に添付して税務署長に提出する必要があります。

適用要件の弾力化がなされた住宅ローン控除を受ける方は、これらの書類に加えて、弾力化のケースに応じて、それぞれ次の書類を確定申告書に添付する必要があります（新型コロナ税特令4条、新型コロナ税特規4条）。

様式 A（既存住宅の取得後増改築等を行った場合の申告書兼証明書）
様式 B-1（要耐震改修住宅の取得後耐震改修を行った場合の申告書兼証明書）
様式 C（控除期間 13 年間の特例措置の適用に関する申告書兼証明書）

各種申告書兼証明書

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/02/pdf/0020004-153.pdf>

III. 令和元年度の改正事項のうち、令和2年分の所得税から適用される主なもの

1. 分配時調整外国税相当額控除（所法 93、165 の5の3）

(1) 概要

所得税の額から控除する集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の計算方法等の見直しが行われました（所令 220 の2、292 の6の2、所規 40 の10の2）。

詳細は後掲

2. 信託財産に係る利子等の課税の特例（所法 176、180 の2）

(1) 概要

次の見直しが行われました

- ① 集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除する金額の計算方法の見直し
- ② 収益の分配を受ける個人が確定申告書に記載するその収益の分配に係る源泉徴収税額から控除する控除外国所得税の計算方法の見直し
- ③ 本特例の対象となる受託者取得目的証券投資信託の範囲の拡充

詳細は後掲

3. 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例（措法9の3の2）

(1) 概要

支払の取扱者が交付をする集団投資信託の収益の分配に係る上場株式等の配当等に係る源泉徴収税額から控除することとされているその集団投資信託の信託財産について納付した所得税及び外国所得税の額のうちその集団投資信託の収益の分配に対応する部分の金額の計算については、その集団投資信託の収益から収益調整金のみに係るものを除いて行うこととされたほか、所要の措置が講じられました（措法9の3の2、措令4の6の2）。

詳細は後掲

4. 源泉控除対象配偶者に係る控除の適用（所法 186 の 2、190）及び配偶者特別控除（所法 83 の 2）

(1) 概要

次のとおり見直しが行われました。

① 源泉徴収の際の源泉控除対象配偶者の制限

給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととする。

改正前		改正後	
源泉徴収	年末調整・確定申告	源泉徴収	年末調整・確定申告
居住者甲及び甲の配偶者が互いに源泉控除対象配偶者とする。	いずれか一方のみを配偶者 <u>特別控除</u>	いずれか一方のみを源泉控除対象配偶者とする。	いずれか一方のみを配偶者 <u>特別控除</u>

② 申告不要制度の適用者等の制限

居住者の配偶者が、給与等や公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けている場合（その配偶者がその年分の所得税につき、年末調整をして配偶者特別控除の適用を受けなかった場合又は確定申告書の提出をして配偶者特別控除の適用を受けなかった場合等を除く。）には、その居住者は、その年分の所得税の確定申告において配偶者特別控除の適用ができないこととする。

改正前		改正後	
源泉徴収	年末調整・確定申告	源泉徴収	年末調整・確定申告
居住者甲及び甲の配偶者が互いに源泉控除対象配偶者とする。	居住者甲が配偶者特別控除の適用 配偶者は申告不要 (公的年金)・退職	配偶者が居住者甲を源泉控除対象配偶者とする。	居住者甲は配偶者特別控除適用不可 配偶者は申告不要 (公的年金)・退職

5. 公的年金等に係る源泉徴収（所法 203 の 3、203 の 6、所令 319 の 5、319 の 6）。

(1) 概要

次のとおり見直しが行われました。

国内において公的年金等の支払を受ける居住者が、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「扶養親族等申告書」という。）の提出をしなかった場合の源泉徴収税額は、公的年金等の金額から公的年金等控除及び基礎控除に対応する控除の月割額（その月割額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額）にその公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を

控除した残額に、5.105%の税率を乗じて計算する。

改正前	改正後
$(\text{公的年金等支給額} - \text{公的年金等支給額} \times 25\%) \times 10.21\% = \text{源泉徴収}$	$\left[\text{公的年金等支給額} - \left(\begin{array}{l} \text{基礎控除} \\ \text{的控除} \end{array} \times \text{月数} - \begin{array}{l} \text{控除額} \\ \text{調整額} \end{array} \times \text{月数} \right) \right] \times 5\% = \text{源泉徴収税額}$

- ① 扶養親族等申告書については、公的年金等の支払を受ける者の押印に代えて、その者の自署によることができることとする。
- ② 扶養親族等申告書の記載事項から、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに、同居特別障害者、その他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合のその人数を除外する。

(注) 扶養親族等申告書の提出をすることができないものは見直しの対象から除かれます。

IV. 平成 30 年度の改正事項のうち、令和 2 年分の所得税から適用される主なもの

1. 給与所得控除（所法 28）

(1) 概要

給与所得控除額を一律 10 万円引き下げ、その上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円（改正前：1,000 万円）とされるとともに、その上限額を 195 万円（改正前：220 万円）に引き下げるものとされました（所法 28③）。この結果、給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

給与の収入金額（A）	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	$(A) \times 40\% - 10\text{万円}$	$(A) \times 40\%$
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$	$(A) \times 30\% + 18\text{万円}$
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$	$(A) \times 20\% + 54\text{万円}$
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$	$(A) \times 10\% + 120\text{万円}$
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

2. 公的年金等控除（所法 35、措法 41 の 15 の 3 等）

(1) 概要

公的年金等控除額を一律 10 万円（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合は 20 万円、2,000 万円を超える場合は 30 万円）引き下げるものとされ、公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額について、上限を設けることとされました（所法 35④、措法 41 の 15 の 3①）。この結果、公的年金等控除額は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額及び公的年金等の収

入金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

65 歳未満の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
公的年金等の 収入金額	130 万円以下	60 万円	50 万円	40 万円
	130 万円超 410 万円以下	公的年金等の収入金額 ×25%+27.5 万円	公的年金等の収入金額 ×25%+17.5 万円	公的年金等の収入金額 ×25%+7.5 万円
	410 万円超 770 万円以下	公的年金等の収入金額 ×15%+68.5 万円	公的年金等の収入金額 ×15%+58.5 万円	公的年金等の収入金額 ×15%+48.5 万円
	770 万円超 1,000 万円以下	公的年金等の収入金額 ×5%+145.5 万円	公的年金等の収入金額 ×5%+135.5 万円	公的年金等の収入金額 ×5%+125.5 万円
	1,000 万円超	195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円

65 歳以上の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
公的年金等の 収入金額	330 万円以下	110 万円	100 万円	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	公的年金等の収入金額 ×25%+27.5 万円	公的年金等の収入金額 ×25%+17.5 万円	公的年金等の収入金額 ×25%+7.5 万円
	410 万円超 770 万円以下	公的年金等の収入金額 ×15%+68.5 万円	公的年金等の収入金額 ×15%+58.5 万円	公的年金等の収入金額 ×15%+48.5 万円
	770 万円超 1,000 万円以下	公的年金等の収入金額 ×5%+145.5 万円	公的年金等の収入金額 ×5%+135.5 万円	公的年金等の収入金額 ×5%+125.5 万円
	1,000 万円超	195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円

所基通 35-8 新設

法第 35 条第 4 項各号に規定する「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」は、その年中の公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額をいうのであるから、措置法第 41 条の 3 の 3 第 2 項((所得金額調整控除))の規定による所得金額調整控除の適用はないものとして計算することに留意する。

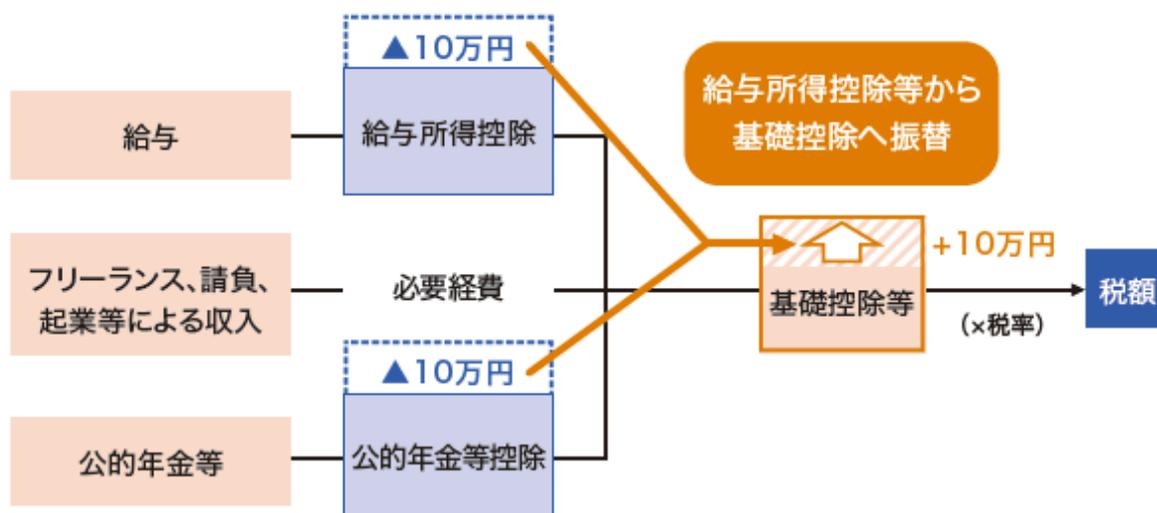
3. 基礎控除 (所法 86 等)

(1) 概要

基礎控除について、控除額を一律 10 万円引き上げるとともに、合計所得金額が 2,400 万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととされました (所法 86①)。この

結果、基礎控除額は、個人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

4. 扶養親族等の範囲

(1) 概要

次のとおり合計所得金額の要件が引き上げられました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 ^(注1)	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

5. 特定支出控除（所法 57 の2）

(1) 概要

特定支出の範囲に、勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅費等で通常要する支出を加えるとともに（所法 57 の2②、所令 167 の3②）、特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、1か月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃した上、帰宅のために通常要する自動車等を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額を加えることとされました（所令 167 の3⑤）。

6. 青色申告特別控除（措法 25 の 2）

(1) 概要

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を 55 万円（改正前：65 万円）に引き下げる一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を 65 万円とすることとされました（措法 25 の 2③④、措規 9 の 6②～⑤）。

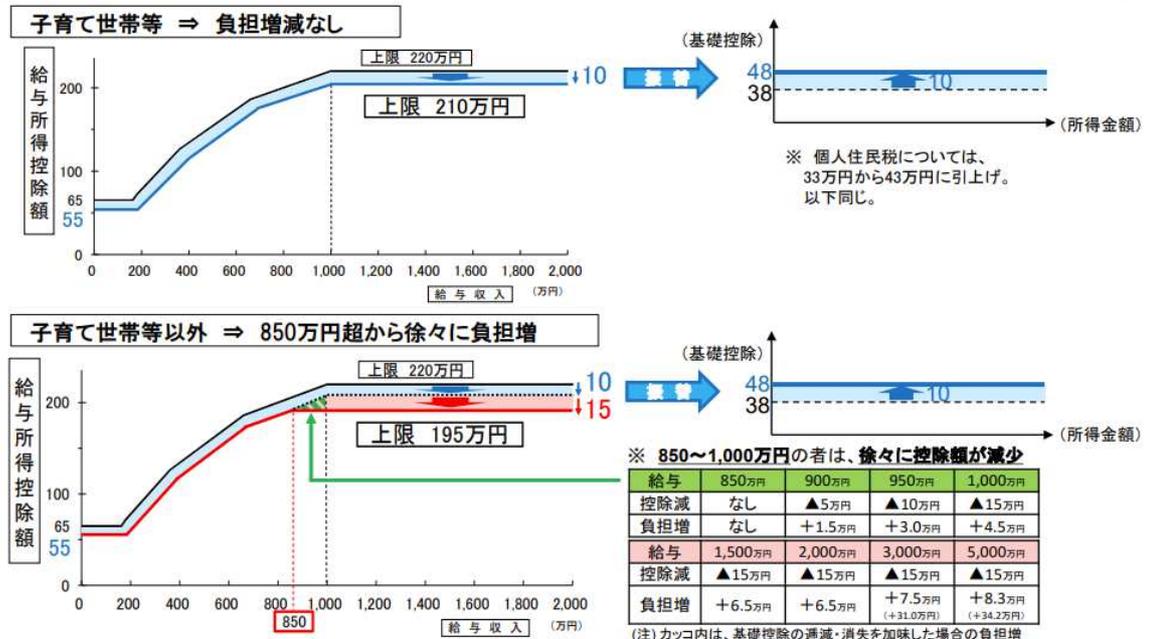
- ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること。
- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

7. 所得金額調整控除の創設（措法 41 の 3 の 3）

次のとおり創設されました。

(1) 概要

○ これまでの方針に沿って、控除額が頭打ちとなる給与収入を850万円超に引き下げるが、子育て世帯等^(注)には負担増が生じないよう措置を講ずる。
 ⇒ 前回の適正化(1,500万円→1,000万円)同様、96%の方には負担増なし。
(注) 23歳未満の扶養親族を有する者及び特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等(いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む)



(2) 法令

① 給与所得のみ有する場合

その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は

年齢 23 歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%相当額を、給与所得の金額から控除する（措法 41 の 3 の 3 ①⑤）。

適用対象者：給与収入が 850 万円を超える者で、次のいずれかに該当する場合

1. 本人が特別障害者に該当
2. 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。

事例

給与収入 1,000 万円 年齢 23 歳未満の扶養親族あり

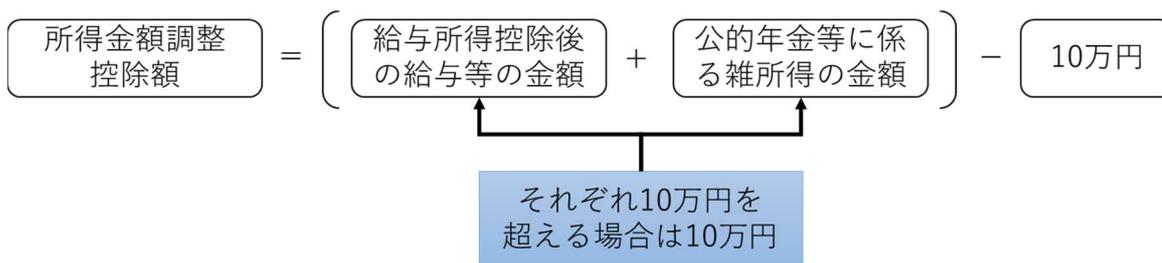
1. 給与所得控除額
1,000 万円 → 195 万円
2. 所得金額調整控除額
(1,000 万円 - 850 万円) × 10% = 15 万円
3. 1 + 2 + 基礎控除増加分 = 195 万円 + 15 万円 + 10 万円 = 220 万円

参考 令和元年分 給与所得控除額

1,000 万円 → 220 万円

② 給与所得と公的年金等に係る雑所得を有する場合

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10 万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10 万円を限度）の合計額から 10 万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する（措法 41 の 3 の 3 ②⑤）。



事例

年齢 65 歳、給与収入 250 万円、公的年金等収入 200 万円、同一生計配偶者が特別障害者

1. 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除前）167 万円 > 10 万円 ∴ 10 万円
2. 公的年金等に係る雑所得の金額 90 万円 > 10 万円 ∴ 10 万円
3. 所得金額調整控除額（10 万円 + 10 万円） - 10 万円 = 10 万円
4. 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）157 万円

- イ 上記①の所得金額調整控除は、年末調整において適用できることとする（措法 41 の 3 の 4 ①）。
- ロ 公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記②の所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除する（措法 41 の 3 の 3 ⑥）。

V. 主な通達改正

1. 仮想通貨の名称変更

改正後	改正前
暗号資産 (暗号資産の取得価額) 所基通 48 の 2 - 4 他	仮想通貨 (仮想通貨の取得価額) 所基通 48 の 2 - 4 他

2. 配偶者居住権の取扱い

改正後	改正前
(配偶者居住権等の消滅による所得) 所基通 33-6 の 8 <u>配偶者居住権又は当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の消滅につき対価の支払を受ける場合における当該対価の額は、令第 95 条に規定する譲渡所得に係る収入金額に該当することに留意する。</u>	新設
(分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産の範囲) 措通 31・32 共-1 <u>分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産は、…、温泉を利用する権利、配偶者居住権（当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を含む。）、借家権、土石（砂）などはこれに含まれないことに留意する。</u>	(分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産の範囲) 措通 31・32 共-1…、分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産は、…温泉を利用する権利、借家権、土石（砂）などはこれに含まれないことに留意する。

3. 株式譲渡における時価

改正後	改正前
<p>(株式等を贈与等した場合の「その時における価額」) 抜粋</p> <p>所基通 59-6 法第 59 条第 1 項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式…である場合の同項に規定する「その時における価額」は、…「財産評価基本通達」の 178 から 189-7 まで《取引相場のない株式の評価》の例により算定した価額とする。</p> <p>(1) 財産評価基本通達 178、188、188-6、189-2、189-3 及び 189-4 中「取得した株式」とあるのは「譲渡又は贈与した株式」と、同通達 185、189-2、189-3 及び 189-4 中「株式の取得者」とあるのは「株式を譲渡又は贈与した個人」と、同通達 188 中「株式取得後」とあるのは「株式の譲渡又は贈与直前」とそれぞれ読み替えるほか、読み替えた後の同通達 185 ただし書、189-2、189-3 又は 189-4 において株式を譲渡又は贈与した個人とその同族関係者の有する議決権の合計数が評価する会社の議決権総数の 50% 以下である場合に該当するかどうか及び読み替えた後の同通達 188 の(1)から(4)までに定める株式に該当するかどうかは、株式の譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。</p>	<p>(株式等を贈与等した場合の「その時における価額」) 抜粋</p> <p>所基通 59-6 法第 59 条第 1 項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式…である場合の同項に規定する「その時における価額」とは、…「財産評価基本通達」の 178 から 189-7 まで《取引相場のない株式の評価》の例により算定した価額とする。</p> <p>(1) 財産評価基本通達 188 の(1)に定める「<u>同族株主</u>」に該当するかどうかは、<u>株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。</u></p>

最高裁判決に付された裁判官の補足意見において、本通達の作成手法については、分かりやすさという観点から改善されることが望ましい等の指摘がなされ、この指摘を踏まえ、本通達の(1)の条件に係る従前からの取扱いがより明確になるよう、本通達の改正が行われました。

VI. 判例

1. 取引相場のない株式を譲渡した場合の時価

(1) 事案の概要

個人株主である甲は、A社（評価通達 178 の「大会社」）の株式を 1 株当たり 75 円（配当還元方式による価額）で 72 万 5 千株を B 社に譲渡し、これに基づいて所得税の確定申告を行った。

譲渡前の株主構成

甲及び甲の親族	2,096,520 株	22.79%
その他	7,103,480 株	77.21%
合計	9,200,000 株	100%

譲渡後の株主構成

甲及び甲の親族	1,371,520 株	14.91%
B 社	725,000 株	7.88%
その他	7,103,480 株	77.21%
合計	9,200,000 株	100%

(2) 課税庁の更正処分

課税庁は、本件譲渡による対価は、その時における株式の価額（類似業種比準方式による価額：2,505 円）2 分の 1 に満たないので、所得税法 59①二（法人に対する低額譲渡）に当たるとして、譲渡収入を 1 株当たり 2,505 円とする更正処分を行った。

(3) 財産評価通達の内容

財産評価通達 188（同族株主以外の株主等が取得した株式）

- (3) 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の 15%未満である場合におけるその株主の取得した株式 → 配当還元方式
- (4) 中心的な株主がおり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 15%以上である場合におけるその株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の 5%未満であるもの（(2)の役員である者及び役員となる者を除く。）の取得した株式

(4) 互いの主張

納税者	課税庁
<p>「課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式」に該当するかどうかの判定は、<u>その文言通り、株式の取得者の取得後の割合により行うのが相当</u></p> <p>譲受人側の事情が、取引価額の決定要素となり、譲受人が少数株主となる場合には配当を期待して売買価額を決定することになるため、<u>配当還元方式により評価することが合理的である。</u></p>	<p>譲渡所得課税制度の趣旨が、譲渡人に帰属する資産の保有期間中の増加益を所得として課税する点にあることからすれば、その増加益は株式の譲渡人の<u>譲渡直前の議決権割合により判定することが最も合理的</u>といえるためである。</p> <p>また、<u>本件株式譲渡の直前において、甲及びその同族関係者は、A社の議決権総数の15%以上(22.79%)の議決権を有し、かつ、甲個人も、A社の議決権総数の5%以上(15.88%)の議決権を有していたから、本件株式は、評価通達188の(3)及び(4)の株式にも該当しない。</u></p> <p>したがって、本件株式は、「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当しないから、評価通達178本文、179の(1)により、原則的評価方法である<u>類似業種比準方式</u>により評価すべきことになる</p>

(5) 判決等

<p>東京地裁 平成29年8月30日判決（納税者敗訴）</p> <p>評価通達188の(1)~(4)の定めを取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の計算上当該株式のその譲渡の時ににおける価額の算定に適用する場合には、各定め中「(株主の)取得した株式」とあるのを「(株主の)有していた株式で譲渡に供されたもの」と読み替えるのが<u>相当</u>であり、また、各定め中のそれぞれの議決権の数も当該株式の譲渡直前の議決権の数によることが相当であると解される。</p> <p>現に成立した取引において、譲渡人がその有する株式のうちの<u>少数のみを分割して譲受人に譲渡し、譲受人が取得する株式が事業経営への影響力のない株式(少数株式)になったとしても、それは、譲渡人があえて経営への影響力を廃する形で分割譲渡した結果にほかならない。</u>そのため、譲受人が取得した株式が少数株式にとどまるからといって、譲渡人が所有していた状態における資産としての株式の価値を、当該譲渡により分割された後の少数株式の状態で評価することは、前記…で述べた譲渡所得に対する課税の趣旨に反することになるというべきである。</p>
<p>東京高裁 平成30年7月19日判決（納税者勝訴）</p>

「同族株主のいる会社」の対概念として定められていることに照らし、所得税基本通達 59-6 の(1)により株式譲渡直前の議決権の数により行われるものと解されるとしても、「課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式」に該当するかどうかの判定（株主区分の判定）については、その文言どおり、株式の取得者の取得後の議決権割合により判定されるものと解するのが相当である。

株式が分割して譲渡され、譲受人が支配権を有しない少数の株式を保有するにとどまる場合には、当該株式は配当への期待に基づく経済的価値を有するにすぎないものとして評価されることとなるから、その間の自由な取引において成立すると認められる価額は、譲渡人が譲渡前に有していた支配関係によって決定されるのか、譲渡後に譲受人が取得することになった支配関係のどちらかで決定されるのかは一概に決定することはできず、双方の会社支配の程度によって結論を異にする事柄である。

最高裁 令和2年3月24日判決（高裁判決破棄・差戻し）

本件のような株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、前記の譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される。

そうすると、譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の前記の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に則し、その差異に応じた取扱いがされるべきである。

所得税基本通達 59-6 は、取引相場のない株式の評価につき、少数株主に該当するか否かの判断の前提となる「同族株主」に該当するかどうかは株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること等を条件に、評価通達の例により算定した価額とする旨を定めているところ、この定めは、上記のとおり、譲渡所得に対する課税と相続税等との性質の差異に応じた取扱いをすることとし、少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべきことをいう趣旨のものといえることができる。

補足意見

所得税法適用のための通達の作成に当たり、相続税法適用のための通達を借用し、しかもその借用を具体的にどのように行うかを必ずしも個別に明記しないという所得税基本通達 59-6 で採られている通達作成手法には、通達の内容を分かりにくいものにしていう点において問題があるといわざるを得ない。

…したがって、所得税法 59 条 1 項所定の「その時における価額」の算定に当たってなされる評価通達 188 の(3)を借用して行う少数株主か否かの判断は、当該株式を取得した株主についてではなく、当該株式を譲渡した株主について行うよう修正して同通達を当てはめるのでなければ、法令（すなわち所得税法 59 条 1 項）に適合する取扱いとはいえない。

VII. 補助金・助成金の取扱い

1. 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係（例示）国税庁

非課税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条） ● 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）
-----	--

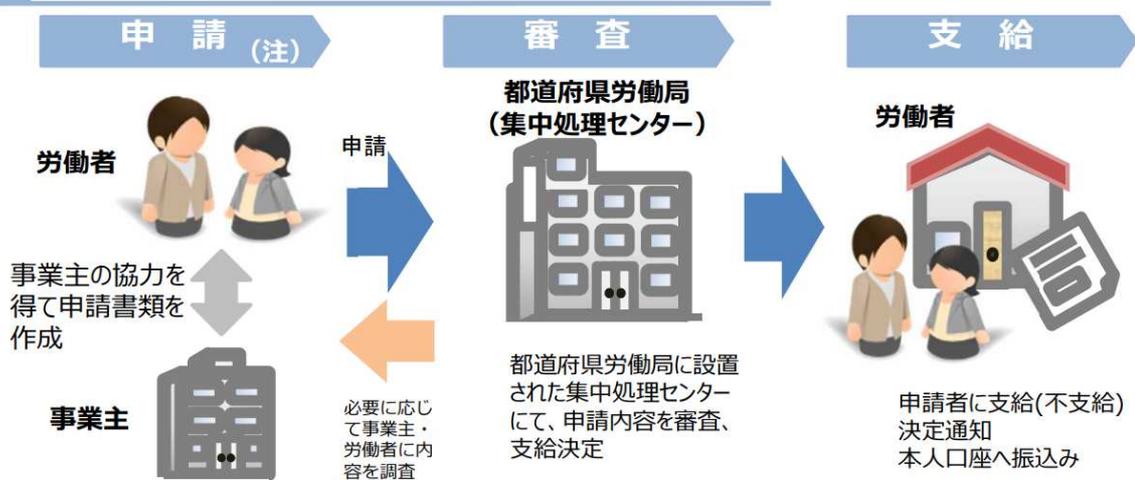
制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

- ① 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない方

※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

申請の流れ



非課税	<p>【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別定額給付金（新型コロナ税特法4条1号） ● 子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法4条2号）
	<p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号） <ul style="list-style-type: none"> ● 学生支援緊急給付金 ○ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号） <ul style="list-style-type: none"> ● 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ● 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金

	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ● 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成
--	--

課税	【事業所得等に区分されるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ● 持続化給付金（事業所得者向け） ● 家賃支援給付金 ● 農林漁業者への経営継続補助金 ● 文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ● 東京都の感染拡大防止協力金 ● 雇用調整助成金 ● 小学校休業等対応助成金 ● 小学校休業等対応支援金
	【一時所得に区分されるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ● 持続化給付金（給与所得者向け） ● Go To キャンペーン事業における給付金
	【雑所得に区分されるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ● 持続化給付金（雑所得者向け）

2. 国等から支給される主な助成金等の課税関係（例示）国税庁

非課税	【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険の失業等給付（雇用保険法 12 条） ● 生活保護の保護金品（生活保護法 57 条） ● 児童（扶養）手当（児童手当法 16 条、児童扶養手当法 25 条） ● 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法 21 条）
	【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ● 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）（措置法 41 条の 81 項 1 号） ● 子育て世帯臨時特例給付金（措置法 41 条の 81 項 2 号） ● 年金生活者等支援臨時福祉給付金（措置法 41 条の 81 項 3 号）
	【所得税法が非課税の根拠となるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ● 学資として支給される金品（所得税法 9 条 1 項 15 号） ● 東京都認証保育所の保育料助成金（所得税法 9 条 1 項 15 号）

課税	【事業所得等に区分されるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ● 肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金
	【一時所得に区分されるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ● すまい給付金

● 地域振興券
【雑所得に区分されるもの】
● 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券（通常時のもの）
● 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成（通常時のもの）

3. 収入計上時期

<p>所基通 36・37 共－48（法令に基づき交付を受ける給付金等の処理）</p> <p>雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等（以下 36・37 共－49 において「雇用保険法等の規定等」という。）に基づき休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために交付を受ける給付金等については、<u>その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する年分においてその金額が具体的に確定しない場合であっても、その金額を見積もり、当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。</u></p> <p>この場合において、その給付の対象となった休業手当等を製造原価に算入しているときは、当該給付金額のうち製造原価に算入した休業手当等に対応する金額をその製造原価から控除することができる。</p>
<p>所基通 36・37 共－49（法令に基づき交付を受ける奨励金等の収入すべき時期）</p> <p>定年の延長、高齢者及び身体障害者の雇用等の雇用の改善を図ったことなどにより雇用保険法等の規定等に基づき交付を受ける奨励金等の額については、<u>その支給決定があった日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。</u></p>

4. 国税庁 助成金等の収入計上時期の取扱い〔令和3年1月13日追加〕

助成金等の種類	収入計上時期
【事業所得等に区分されるもの】（法人税についても、同様）	
● 持続化給付金（事業所得者向け）	● 支給決定時
● 東京都の感染拡大防止協力金	
● 雇用調整助成金	● 支給決定時又は経費発生時 （※1～3）
● 小学校休業等対応助成金（支援金）	
● 家賃支援給付金	
● 小規模事業者持続化補助金	
● 農林漁業者への経営継続補助金	
● 医療機関・薬局等における感染拡大防止等	

支援事業における補助金	
【一時所得に区分されるもの】	
<ul style="list-style-type: none"> 持続化給付金（給与所得者向け） 	<ul style="list-style-type: none"> 支給決定時
<ul style="list-style-type: none"> Go To トラベル事業における給付金 	<ul style="list-style-type: none"> 旅行終了時（旅行代金割引相当額） クーポン使用時 （地域共通クーポン相当額）
<ul style="list-style-type: none"> Go To イート事業における給付金 	<ul style="list-style-type: none"> ポイント・食事券使用時
<ul style="list-style-type: none"> Go To イベント事業における給付金 	<ul style="list-style-type: none"> ポイント・クーポン使用時
【雑所得に区分されるもの】	
<ul style="list-style-type: none"> 持続化給付金（雑所得者向け） 	<ul style="list-style-type: none"> 支給決定時

- ※1 経費発生時は、助成金等の支給対象となる経費を支出した時に収入計上します。
- ※2 助成金等による補填を前提として所定の手続を済ませている場合には、その収入計上時期はその支出が発生した日の属する年分となります（所得税基本通達 36・37 共-48）。
- ※3 これらの助成金等を固定資産の取得等に充てた場合において、一定の要件を満たすときには、その固定資産の取得等に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しない（総収入金額不算入）こととされています（所得税法 42 条・43 条）。
- （注）いわゆる現金主義（所得税法 67 条）や措置法差額（租税特別措置法 26 条：社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける方なども対象です。
- ※4 事業所得等の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続に際して発生した費用（行政書士に対する報酬料金など）は、この必要経費に該当します。

5. 国税庁 Q & A

(1) 学生に対して大学等から助成金が支給された場合の取扱い [5 月 15 日追加]

私は、都内の大学に通う学生ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による学生支援策として、大学から次の助成金等を受領しました。

これらの助成金等は、所得税の課税対象となりますか。

- ① 学費を賄うために支給された支援金
- ② 生活費を賄うために支給された支援金
- ③ 感染症に感染した学生に対する見舞金（5 万円）
- ④ 遠隔授業を受けるために供与された機械（パソコン等）

○ ご質問については、それぞれ次のとおりとなります。

① 学費を賄うために支給された支援金

非課税所得となる「学資金」(所得税法9条1項15号)に該当しますので、所得税の課税対象になりません。ただし、その支援金の使途が特に限定されていないと認められる場合には、下記②と同様の取扱いになります。

② 生活費を賄うために支給された支援金

一時所得として収入金額に計上していただく必要があります。

ただし、その年の他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、所得税の課税対象にはなりません。

③ 感染症に感染した学生に対する見舞金

非課税所得となる「心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金」(所得税法9条1項17号)に該当しますので、所得税の課税対象になりません。

④ 遠隔授業を受けるために供与された機械(パソコン等)

非課税所得となる「学資金」(所得税法9条1項15号)に該当しますので、所得税の課税対象になりません。

(2) 従業員に対して事業者から見舞金が支給された場合の取扱い [5月15日追加]

私は、介護老人福祉施設を有する法人の代表者です。当社は緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業に該当することもあり、これまで休業することなく事業を継続してきました。

社会的な使命に応えるためとはいえ、緊急事態宣言中に事業を継続する中で、従業員には新型コロナウイルス感染症の感染リスクといった平常時には感じ得ない相当な不安を抱えながらも懸命に事業に従事していただきました。

そこで、当社では、社内規程である慶弔基準を改定し、「新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言下において介護サービスを実施する従業員については、5万円の見舞金を支給する。」こととし、近日、この基準に従って支給することとしました。

この見舞金は、非課税所得に該当し、給与等として源泉徴収することは不要ですか。

○ ご質問の見舞金は、非課税所得に該当しますので、給与等として源泉徴収する必要はありません。

○ 新型コロナウイルス感染症に関連して従業員等が事業者から支給を受ける見舞金が、次の3つの条件を満たす場合には、所得税法上、非課税所得に該当します(所得税法9条1項17号)。

① その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること【条件①】

② その見舞金の支給額が社会通念上相当であること【条件②】

③ その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと【条件③】

※ 緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して支給の決定がされたものについて

は、そもそも「見舞金」とはいえない場合がありますので、ご注意ください。

【条件①について】

- 心身に加えられた損害につき支払を受けるものの具体例は、次のとおりです。
従業員等やその親族が新型コロナウイルス感染症に感染したため支払を受けるもの
緊急事態宣言の下において、事業の継続を求められる事業者（注1）の従業員等で次のいずれにも該当する者が支払を受けるもの（注2）
 - 多数の者との接触を余儀なくされる業務など新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い業務に従事している者
 - 緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると認められる者
- （注1） 事業の継続が求められる事業者に該当するかどうかの判定に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を参考にしてください。
- （注2） 緊急事態宣言がされた時から解除されるまでの間に業務に従事せざるを得なかったことに基因して支払を受けるものに限りします。

【条件②について】

- 見舞金の支給額が社会通念上相当であるかどうかは、次の点を踏まえ判断することになります。
 - その見舞金の支給額が、従業員等ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に応じた金額となっており、そのことが事業者の慶弔規程等において明らかにされているかどうか。
 - その見舞金の支給額が、慶弔規程等や過去の取扱いに照らして相当と認められるものであるかどうか。

【条件③について】

- 例えば、次のような見舞金は役務の対価たる性質を有していないものには該当しないこととなります。
 - 本来受けるべき給与等の額を減額した上で、それに相当する額を支給するもの
 - 感染の可能性の程度等にかかわらず従業員等に一律に支給するもの
 - 感染の可能性の程度等が同じと認められる従業員等のうち特定の者にのみ支給するもの
 - 支給額が通常の給与等の額の多寡に応じて決定されるもの
- ご質問の見舞金について、上記条件①から③までを満たすものと考えられますので、非課税所得に該当し、給与等として源泉徴収する必要はありません。

(3) 売上げの一部を寄附した場合の必要経費の取扱い〔5月15日追加〕

私は、個人で食料品の小売販売をしており、今般、売上げの一部を医療機関に寄附する取組を始めることにしました。この取組については、①指定商品の売上金額の一定割合を寄附金額とすること、②寄附先、③寄附日などをあらかじめ設定し、指定商品を購入するお客様にご理解いただけるよう店内ポスターやホームページなどで広く一般に周知するとともに、寄附をした後は、その旨も同様に周知することとしています。

この度、予定どおり医療機関に寄附をしましたが、この支出は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできますか。

○ ご質問については、医療機関に寄附した金額が、事前に広く一般に周知していた取組によるものであることが明らかである場合に限り、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

○ ご質問によれば、商品の販売時において、所定の日に売上金額の一定割合の金額を指定された医療機関に寄附することを店内ポスターなどで広く一般に周知していたとのことですので、あなたが始めた取組は、新型コロナウイルス禍の下で社会的に必要とされる医療機関を支援する目的のほかに、集客を目的とした一種の広告宣伝としての効果を有しているものと認められます。

また、顧客が指定商品を購入する際には、あなたと顧客との間で、この取組（取引条件）に合意していたものと考えられますので、あなたには、売上の一部から所定の金額を医療機関に寄附する義務が生じていることとなります。

○ したがって、医療機関に寄附をしたことによる支出は事業の遂行上必要なものとして生じたものと考えられますので、その支出は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

○ なお、あらかじめ周知する内容が不明確である場合など、次のような場合には、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできませんので、ご注意ください。

- 周知する内容を“売上げの一部を寄附します”としか示していない場合（寄附金額が不明確）
- 周知する内容を“医療機関に寄附します”としか示していない場合（寄附先が不明確）
- 周知内容と異なる内容の寄附を行っている場合（事業の遂行上必要かどうか不明確）

※ 個人事業主が支出した寄附金で、必要経費に算入されないものについては、事業主個人の家事上の経費となります。家事上の経費に該当する寄附の寄附先が国や地方公共団体等の寄附金（税額）控除の対象である場合には、控除の適用を受けることができます。

VIII. 業務を廃止した場合の取扱い

1. 臨時所得とされるもの

業務の全部又は一部を…廃止することとなった者が、…廃止により当該業務に係る3年以上の期間の不動産所得、事業所得又は雑所得の補償として受ける補償金に係る所得（所令8①三）変動所得に該当し、かつ、一定の場合には平均課税の適用があります（所法90）。

2. 事業所得の収入金額とされる保険金等

不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう居住者が受ける次に掲げるもので、その業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とする。

業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの（所令94①二）。

3. 家事転用

(1) たな卸資産等の自家消費の場合の総収入金額算入

居住者がたな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）を家事のために消費した場合…には、その消費した時におけるこれらの資産の価額に相当する金額は、その者のその消費した日の属する年分の事業所得の金額…の計算上、総収入金額に算入する（所法39）。

（自家消費の場合のたな卸資産に準ずる資産の範囲）

法第39条（たな卸資産等の自家消費の場合の総収入金額算入）に規定する政令で定めるものは、第81条各号（譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産）に掲げる資産（山林を除く。）とする（所令86）。

（譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産）

法第33条第2項第1号（譲渡所得に含まれない所得）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする（所令81）。

- 一 不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る第3条各号（たな卸資産の範囲）に掲げる資産に準ずる資産
- 二 減価償却資産で第138条（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入）の規定に該当するもの（同条に規定する取得価額が10万円未満であるもののうち、その者の業務の性質上基本的に重要なものを除く。）
- 三 減価償却資産で第139条第1項（一括償却資産の必要経費算入）の規定の適用を受けたもの（その者の業務の性質上基本的に重要なものを除く。）

令第81条第2号又は第3号《譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産》かっこ内に規定する「その者の業務の性質上基本的に重要なもの」とは、製品の製造、農産物の生産、商品の販売、役務の提供等その者の目的とする業務の遂行上直接必要な減価償却資産

で当該業務の遂行上欠くことのできないもの(以下この項において「少額重要資産」という。)をいう。

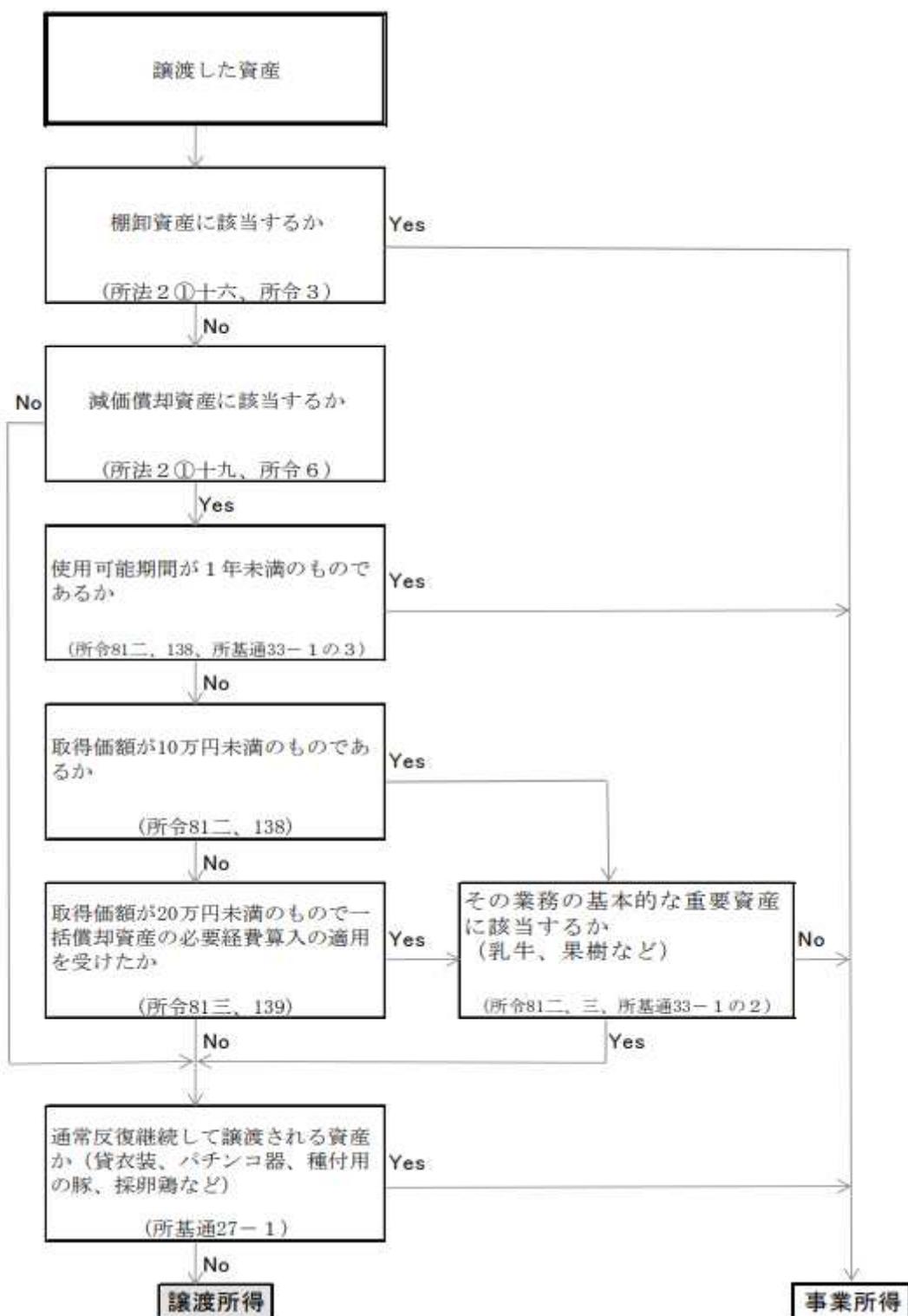
(注) 少額重要資産であっても、貸衣装業における衣装類、パチンコ店におけるパチンコ器、養豚業における繁殖用又は種付用の豚のように、事業の用に供された後において反復継続して譲渡することが当該事業の性質上通常である少額重要資産の譲渡による所得は、譲渡所得には該当せず、事業所得に該当する(所基通 33-1 の 2)。

(2) 消費税の取扱い

(課税標準)

個人事業者が、棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合には、その消費又は使用の時におけるその資産の価額(時価)に相当する金額が対価の額となる(消法 28③一)。

(3) 資産を譲渡した場合の所得区分



(4) 棚卸資産の収入金額の評価の特例

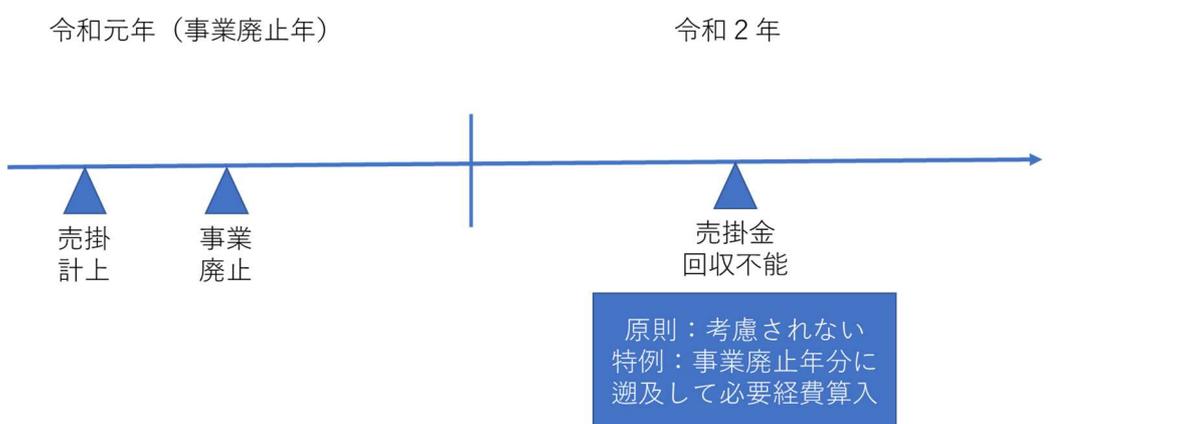
所得税 所基通 39-2 次のいずれか多い方の金額 ① 通常の販売価額×70% ② 取得価額	消費税 消基通 10-1-18 次のいずれか多い方の金額 ① 通常の販売価額×50% ② 取得価額
---	--

4. 各種引当金の戻入と繰入の禁止

その繰入れをした年の翌年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、総収入金額に算入する（所法 52、所令 55①六）。

5. 事業を廃止した場合の必要経費の特例

(1) 概要



(2) 法令

① 事業を廃止した場合の必要経費の特例

居住者が不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を廃止した後において、当該事業に係る費用又は損失で当該事業を廃止しなかったとしたならばその者のその年分以後の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額が生じた場合には、当該金額は、政令で定めるところにより、その者のその廃止した日の属する年分（同日の属する年においてこれらの所得に係る総収入金額がなかった場合には、当該総収入金額があつた最近の年分）又はその前年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する（所法 63）。

次の金額のうち、最も低い金額を必要経費に算入する（所令 179）。

- ① 必要経費に算入されるべき金額
- ② 事業廃止年分の不動産所得、事業所得又は山林所得
- ③ 事業廃止年分の課税標準の合計額

なお、廃止年分で控除しきれない金額は、廃止年分の前年の②及び③の低い方の金額を限度として必要経費に算入する。

② 各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例

確定申告書を提出し…た居住者は、当該申告書…に係る年分の各種所得の金額につき第 63 条（事業を廃止した場合の必要経費の特例）（の）…事実が生じたことにより、国税通則法第 23 条第 1 項各号（更正の請求）の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から 2 月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書…について、同法第 23 条第 1 項の規定による更正の請求をすることができる（所法 152）。

(3) 事業を廃止した年分の所得につき課税される事業税の見込控除

所基通 37-7 事業税を課税される事業を営む者が当該事業を廃止した場合における当該廃止した年分の所得につき課税される事業税については、37-6 にかかわらず、当該事業税の課税見込額を当該年分の当該事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入することができるものとする。この場合において、当該事業税の課税見込額は、次の算式により計算した金額とする。

$$\frac{(A \pm B) R}{1 + R}$$

A・・・事業税の課税見込額を控除する前の当該年分の当該事業に係る所得の金額

B・・・事業税の課税標準の計算上Aの金額に加算し又は減算する金額

R・・・事業税の税率

(注) 事業を廃止した年分の所得につき課税される事業税について上記の取扱いによらない場合には、当該事業税の賦課決定があった時において、法第 63 条《事業を廃止した場合の必要経費の特例》及び第 152 条《各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例》の規定の適用がある。

6. リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期

その該当することとなった日の属する年以前の各年においてその者がしたリース譲渡に係る収入金額及び費用の額（当該各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、その者の同日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する（所法 65、所令 191①二）。

その者が当該リース譲渡に係る事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

7. 小規模事業者の現金基準の不適用

業務の廃止年分を除く（所令 196）。

8. 純損失の繰越控除

(1) 青色申告者

確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前3年内の各年（その年分の所得税につき青色申告書を提出している年に限る。）において生じた純損失の金額（この項の規定により前年以前において控除されたもの及び第142条第2項（純損失の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除く。）がある場合には、当該純損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する（所法70①）。

(2) 白色申告者

確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前3年内の各年において生じた純損失の金額（前項の規定の適用を受けるもの及び第142条第2項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除く。）のうち、当該各年において生じた次に掲げる損失の金額に係るもので政令で定めるものがあるときは、当該政令で定める純損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する（所法70②）。

1 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額

変動所得とは、漁獲若しくはのりの採取から生ずる所得、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝若しくは真珠（真珠貝を含む。）の養殖から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬に係る所得又は著作権の使用料に係る所得をいう（所法2①二十三、所令7の2）。

2 被災事業用資産の損失の金額

被災事業用資産の損失の金額とは、次の(イ)から(ハ)に掲げる資産の災害による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で一定のものを含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額は除かれる。）で、変動所得の金額の計算上生じた損失に該当しないものをいう（所法70③）。

(イ) 棚卸資産

(ロ) 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産及びこれらの事業に係る繰越資産で、まだ必要経費に算入されていない部分

(ハ) 山林

(3) 事業用資産に生じた災害による損失等の取扱い（国税庁）

今般の新型コロナウイルス感染症に関連した「事業用資産に生じた災害による損失等」については、次のとおり、取り扱って差し支えありません。

〔災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当する例〕

- 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損

- 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気洗浄機等の購入費用
- イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

※ 「災害により生じた損失等」とは、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。

〔災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当しない例〕

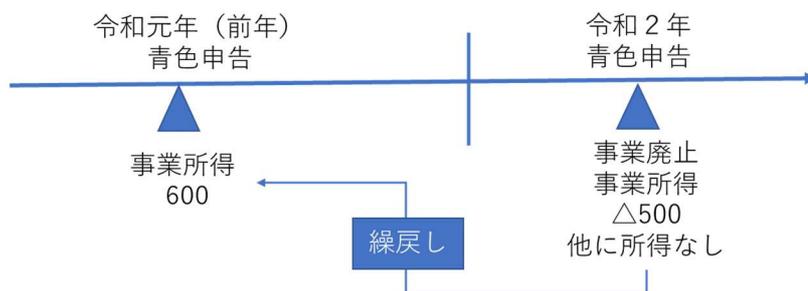
- 客足が減少したことによる売上げ減少額
- 休業期間中に支払う人件費
- イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

※ 上記のように、棚卸資産や固定資産に生じた被害の拡大・発生を防止するために直接要した費用とは言えないものについては、「災害により生じた損失等」に該当しません。

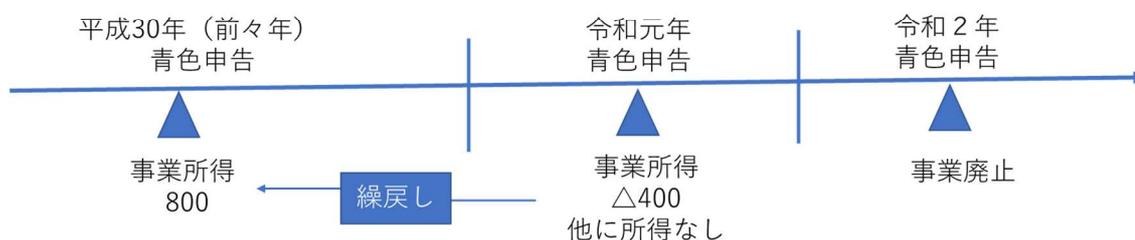
9. 純損失の繰戻しによる還付の請求

(1) 概要

1. 純損失は本年に発生（所法140④）



2. 純損失は前年に発生、本年に廃業（所法140⑤）



(2) 法令

① 本年に生じた純損失

青色申告書を提出する居住者は、その年において生じた純損失の金額がある場合には、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額に相当する所得税の還付を請求することができる（所法140④）。

- 一 その年の前年分の課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額につき第3章第1節（税率）の規定を適用して計算した所得税の額
- 二 その年の前年分の課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額から当該純損失の金額の全部又は一部を控除した金額につき第3章第1節の規定に準じて計算した所得税の額

純損失の繰戻しによる還付の請求をできる金額は、その年の前年分の課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に係る所得税の額（附帯税の額を除く。）を限度とする（所法140②）。

② 本年に廃業があった場合（純損失が前年に生じた場合）

居住者につき事業の…廃止…が生じた場合において、当該事実（事業の廃止）が生じた日の属する年の前年において生じた純損失の金額（第70条第1項（純損失の繰越控除）の規定により同日の属する年において控除されたもの及び第142条第2項（純損失の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除く。）があるときは、その者は、同日の属する年の前年分及び前前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限り、同日（事業の廃止）の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、納税地の所轄税務署長に対し、当該純損失の金額につき第1項から第3項までの規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税の還付を請求することができる（所法140⑤）。

③ 手続き

確定申告書の提出

（損失発生の場合）前年において青色申告書を提出している場合で、かつ、その年分の青色申告書（損失申告）をその提出期限内に提出した場合に限られる（所法140①④⑤）。

還付請求書の提出

純損失の繰戻しによる還付請求書は、確定申告書と同時に提出することを要するが、還付請求書が青色申告書と同時に提出されなかった場合でも、同時に提出されなかったことについて税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、これを同時に提出されたものとして取扱って差し支えない（基通140・141-3）。



純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

天王寺 税務署長	住所 (〒543-0002) 大塚町大塚市天王寺区上津3-2-17	職業	飲食業
	フリガナ 氏名 ショトウ タロウ 所得 太郎	電話番号	06 - -
提出年月日	個人番号		

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還付請求金額	1,707,700 円
(下の還付請求金額の計算書の⑬の金額)	

純損失の金額の生じた年分	2年分	請求の事由(該当する文字を○で囲んでください) 事業の { 休止 継続 } 相続 { 継 継 }	左の事実の生じた年月日 2・7・31 休 止 期 間 . . .	この純損失の金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無 有 + 無 ○
純損失の金額を繰戻す年分 (純損失の金額の生じた年の前年分を書きます。)	1年分			

還付請求金額の計算書

		金 額		金 額		
		円		円		
令和2年分の金額	A 純損失の金額	変動所得 ①		B 繰戻し後の所得金額	変動所得 ④	
		その他 ②	5,800,000		その他 ⑤	5,800,000
		山林所得 ③			山林所得 ⑥	
前年分の税額	C 課税される金額	総所得 ⑦	12,470,000	E 繰戻される所得金額	総所得 ⑩	6,670,000
		山林所得 ⑧			山林所得 ⑪	
		退職所得 ⑨			退職所得 ⑫	
	D Cに対する税額	⑦に対する税額 ⑩	2,633,261	F Eに対する税額	⑩に対する税額 ⑬	925,536
		⑧に対する税額 ⑪			⑪に対する税額 ⑭	
	⑨に対する税額 ⑫			⑫に対する税額 ⑮		
	計 (100円未満の端数は切り捨ててください。)	⑬	2,633,200	計 (100円未満の端数は切り捨ててください。)	⑯	925,500
	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 ⑭		2,633,261	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (⑬-⑯)と⑮のいずれも少ない方の金額	⑰	1,707,700

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)		(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 預金 口座番号 12345678	<input checked="" type="checkbox"/> 企業・組合 農協・漁協 上六	本店・支店 出 張 所 本所・支所	貯金口座の記号番号 _____
(郵便局等の窓口受取りを希望する場合)				

通信日付印の年月日	確認印	整理番号	一連番号
年 月 日		0	
番号確認	身元確認	確認書	
<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	

10. 個人事業者の繰戻還付及び繰越控除の適用の有無について

	青色申告 (災害による損失かどうかを問わない)	白色申告	
		災害損失	災害損失以外
繰戻還付	○ 〔1年繰り越し可〕 (注1)	×	
繰越控除	○ 〔3年繰り越し可〕 (注1)	○ 〔3年繰り越し可〕	× (注2)

(注1) 青色申告者の繰戻還付（純損失の繰戻し）及び繰越控除（純損失の繰越控除）については、災害損失とそれ以外の損失で取扱いは変わらず、純損失の全額が繰戻還付及び繰越控除の対象となる。また、純損失の金額の全部又は一部を前年分に繰戻し、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後に繰り越すことも可能。

(注2) 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額は繰越可能。

11. 青色申告の取りやめ等

青色申告の承認を受けている居住者が同条に規定する業務の全部を譲渡し又は廃止した場合には、その譲渡し又は廃止した日の属する年の翌年分以後の各年分の所得税については、その承認は、その効力を失うものとする（所法 151）。

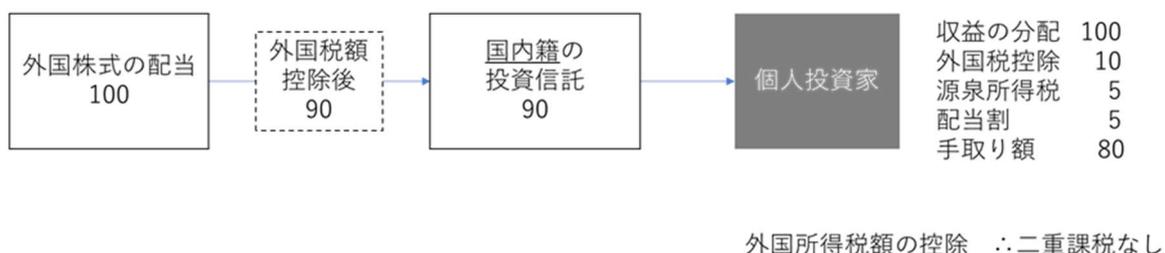
Ⅸ. 分配時調整外国税相当額控除

(1) 趣旨

創設前



創設後



投資家が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合に、その集団投資信託の受託者である法人が信託財産に対して課された外国所得税については、国内にある営業所に信託された投資信託の分配金は全て国内源泉所得とされており、国外源泉所得が生じず控除限度額が算出されないことや信託財産に対して課された外国所得税は受託者である法人が納付したものであり投資家が納付した外国所得税ではないことから通常外国税額控除が利用できないこと等を配慮して、集団投資信託の収益の分配が支払われる際に、その収益の分配に対して課される源泉所得税から控除することにより二重課税調整が行われてきた（分配時における二重課税調整）。

(2) 法令

居住者が各年において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合において、集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収の特例（法第 176 条第 3 項又は第 180 条の 2 第 3 項）により、その収益の分配に係る源泉所得税の額から控除することで二重課税調整が行われた分配時調整外国税があるときは、その収益の分配に係る分配時調整外国税相当額は、その年分の所得税の額から控除する（所法 93①）。

(3) 具体例

投資信託分配金のお知らせ

銘柄名 (銘柄コード)		区分	期数	税区分	決算日	個別元本単価 (円)
○×ファンド (○×, ○×)		分配金	○期	個人課税	2020/X/X	9,800
数量 口	分配金単価 (円)	普通分配金 (円) 特別分配金 (円)		所得税 (円) 住民税 (円)	お客様の受取額 (円)	
1,000,000	25.5	① 2,500 ② 50		③ 319 ④ 128	⑤ 2,103	
外貨建資産割合 (%)	普通分配金 1円当りの 外国税額 (円)	普通分配金 1円当りの 内国税額 (円)		加算対象額 (円)	控除額 (円)	
⑥ 80.00	⑦ 0.0300000	⑧ 0.0000000		⑨ 75	⑩ 75	

① 所得税の計算方法

$$\begin{aligned}
 & \text{①普通分配金} + \text{⑨加算対象額} \times 15.315\% - \text{⑩控除額} \\
 & (2,500 \text{円} + 75 \text{円}) \times 15.315\% - 75 \text{円} = 319 \text{円} \dots \text{③}
 \end{aligned}$$

② 住民税の計算方法

$$\begin{aligned}
 & \text{①普通分配金} + \text{⑨加算対象額} \times 5\% \\
 & (2,500 \text{円} + 75 \text{円}) \times 5\% = 128 \text{円} \dots \text{④}
 \end{aligned}$$

③ 加算対象額

$$\begin{aligned}
 & \text{①普通分配金} \times \text{⑦普通分配金 1円当りの外国税額} \\
 & 2,500 \text{円} \times 0.0300000 = 75 \text{円} \dots \text{⑨}
 \end{aligned}$$

④ 分配時調整外国税相当額控除

⑨加算対象額 75円
$ \begin{aligned} & (\text{①普通分配金} + \text{⑨加算対象額}) \times 15.315\% \times \text{⑥外貨建資産割合} = \text{控除限度額} \\ & (2,500 \text{円} + 75 \text{円}) \times 15.315\% \times 80\% = 315 \text{円} \end{aligned} $
加算対象額と控除限度額のいずれか少ない金額
⑨加算対象額 75円 < 控除限度額 315円 少ない方 ∴ 75円…⑩

特定口座年間取引報告書（記載例）

「上場株式配当等控除額」の欄が追加

種類		配当等の額	源泉徴収 税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配 金の額	上場株式 配当等控 除額	外国所得 税の額
特定 上場 株式 等 の 配 当 等	株式、出資又は基金						
	特定株式投資信託						
	投資信託又は特定 受益証券発行信託						
	オープン型 証券投資信託	2,575	319	128	50	75	
	国外株式又は国外 投資信託						

配当等の支払通知書（記載例）

「通知外国税相当額」の欄が追加

支払を受ける者		住所又は所在地	大阪市天王寺区上汐3-2-〇		
		氏名又は名称	天王寺 太郎		
種類		銘柄		株数又は口数	
オープン型証券投資信託		XXX ファンド		1,000,000 口	
支払年月日	配当等の金額	通知外国税 相当額	源泉徴収税額 (国税)	特別徴収税額 (地方税)	
令和 2.3.10	5,150	150	638	257	

確定申告書（添付書類）

分配時調整外国税相当額控除に関する明細書

(令和 02 年分)

氏名 天王寺 太郎

1 特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項

金融商品取引業者等の名称、所在地	種類	配当等の額	源泉徴収税額 (納付税額) [①]	上場株式配 当等控除額 [②]	控除所得税 相当額 [③]	控除外国所得 税相当額等 [②-③]	源泉徴収税額 相当額 [①+③]
ABC証券天王寺支店	特定 未成年者 特定	円 2,575	円 319	円 75	円 0	円 75	円 319
合計額		(A) 2,575				(B) 75	(C) 319

2 上記1以外の配当等に係る事項

支払者又は 支払の取扱者の 名称、所在地	種別等	配当等の額	源泉徴収税額 [④]	通知外国税 相当額 [⑤]	通知所得税 相当額 [⑥]	支払確定又は 支払年月日	源泉徴収税額 相当額 [④+⑥]
XXXファンド/XYZ証券	収益の分配	円 5,250	円 638	円 150	円 0		円 638
合計額		(D) 5,250		(E) 150			(F) 638

3 控除額等の計算

(1) 対象となる配当等の額（収入金額） （1の(A)+2の(D)）	7,825 円	<ul style="list-style-type: none"> 申告書第二表「○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の「収入金額」欄に(1)の金額を、「源泉徴収税額」欄に(2)の金額を転記します。 「給与などの支払者の氏名、名称・所在地等」欄には、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書のとおり」と記入します。
(2) 源泉徴収税額相当額 （1の(C)+2の(F)）	957 円	
(3) 分配時調整外国税相当額控除額 （1の(B)+2の(E)）	225 円	
(4) 再差引所得税額（基準所得税額） （申告書Aは⑧欄、申告書Bは⑩欄の金額）	753,950 円	<ul style="list-style-type: none"> 外国税額控除の適用を受け る場合には、(7)、(9)及び(10)の金 額を、「外国税額控除に関する 明細書」欄の5の⑨欄、⑩欄及 び⑪欄にそれぞれ転記しま す。
(5) 復興特別所得税額 （申告書Aは⑪欄、申告書Bは⑫欄の金額）	15,832 円	
(6) 所法第93条第1項の規定による控除額 （(3)と(4)のうち、いずれか少ない方の金額）	225 円	
(7) 分配時調整外国税相当額控除後の所得税額 （(4)-(6)）	753,725 円	<ul style="list-style-type: none"> 外国税額控除の適用を受け ない場合には、(10)の金額を、申 告書第一表「税金の計算」欄の 「外国税額控除等」欄（申告書 Aは⑬～⑮欄、申告書Bは⑯ ～⑰欄）に転記します。この とき、(8)の金額がある場合は、 「外国税額控除等」欄の区分 の口に「2」を記入します。
(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額 （(3)が(6)より大きい場合に(3)-(6)と(5)のいずれか少ない方の金額）	0 円	
(9) 分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額 （(5)-(8)）	15,832 円	
(10) 分配時調整外国税相当額控除可能額 （(6)及び(8)の合計額）	225 円	

確定申告書B（第一表）

①	7	5	3	9	5	0
②						
③	7	5	3	9	5	0
④			1	5	8	3
⑤	7	6	9	7	8	2
⑥				2	2	5

X. 国税庁の質疑応答事例に追加されたもの

1. いわゆる営農型太陽光発電による余剰電力の売却収入

【照会要旨】

給与所得者である傍ら農業を営む A は、いわゆる営農型太陽光発電を導入することとし、農業を営む農地について一時転用許可を取った上で、ビニールハウスの上部に太陽光発電設備（以下「本件設備」といいます。）を設置して、発電した電力をビニールハウス内の暖房等に使用するほか、いわゆる太陽光発電の固定価格買取制度に基づきその余剰電力を電力会社に売却しています。この場合、余剰電力の売却収入に係る所得区分はどのように取り扱われますか。

(注) 営農型太陽光発電とは、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みをいいます。

【回答要旨】

本件設備による余剰電力の売却収入については事業所得の付随収入となります。

所得税法上、農業から生ずる所得は事業所得に分類されます（所得税法第 27 条第 1 項）。

本照会の営農型太陽光発電とは、発電事業を行う間、太陽光パネルの下部の農地で適切に営農を継続する必要があるため、設備の設置に当たっては、農地法に基づく一時転用許可が必要とされています。したがって、この制度に基づき設置された本件設備は、農業で使用する電力需要を賄うことと、その余剰電力の売却により継続的な収入を得ることにより、農業経営を安定させる目的で設置されたものであると考えられます。

したがって、本件設備により発電された余剰電力の売却収入は、農業の付随収入として、事業所得に該当します。

また、本件設備に係る減価償却費は、事業所得の計算上、必要経費とすることができます。

2. 介護休業を取得した従業員に保険会社から支払われる所得補償保険金

【照会要旨】

当社は、使用者（会社等）を契約者、その従業員を被保険者及び保険金受取人として、従業員が障害又は疾病により業務に従事できなくなった場合に、その期間の給与の補填として保険金を支払う「団体長期障害所得補償保険」（以下「本件主契約」といいます。）を販売しています。

この度、本件主契約の被保険者である従業員が、使用者の就業規則等において定める介護休業を取得したことにより損害（所得喪失）を被った場合に、その補填として、当社から従業員に対して毎月一定額の保険金を直接支払う特約（以下「本件特約」といいます。）を販売することとしました。

この場合、本件特約に基づいて支払われる保険金（以下「本件保険金」といいます。）に係る課税上の取扱いはどのようになりますか。

【回答要旨】

本件保険金は非課税となる保険金には該当せず、被保険者である従業員の雑所得となります。

損害保険契約等に基づく保険金で、「身体の障害に基因して支払いを受けるもの」は非課税とされています。

本件特約において、本件保険金は、従業員が使用者（会社等）の就業規則等において定める介護休業を取得したことにより損害（所得喪失）を被った場合に支払われるものとされているため、「身体の障害に基因して支払いを受けるもの」には該当しません。

したがって、本件保険金は、非課税所得とされる保険金（所得税法第9条第1項第17号）に該当せず、従業員の雑所得（所得税法第35条）になります。

3. 従業員に貸与した奨学金の返済を免除した場合の経済的利益

【照会要旨】

当社は、住宅建築に係る構造設計等を主な業務としていますが、この度、従業員の高度な知識の習得を目的として、一級建築士等の当社が指定する資格の取得を希望する従業員（役員を除きます。）に対し、専門学校等の授業料等の資格取得に必要な費用に充てるための社内奨学金制度を設けることとしました。

本制度では、制度の利用を希望した従業員のうち当社が承認した者に対して、専門学校等に当社が授業料等を直接払い込むことにより奨学金（以下「本件奨学金」といいます。）を貸与することとしています。

本件奨学金は無利息で、貸与を受けた従業員は、資格取得後、一定期間当社で勤務することにより、その勤務期間に応じて全部又は一部の返済を免除されることになっており、免除を受けた従業員の給与が減額されることもありません。

この場合、奨学金の返済を免除された従業員が受ける経済的利益（以下「本件経済的利益」といいます。）は、学資に充てるため給付される金品（所得税法第9条第1項第15号）に該当し、非課税として取り扱ってよいでしょうか。

【回答要旨】

本件経済的利益については、非課税として取り扱って差し支えありません。

学資に充てるため給付される金品（以下「学資金」といいます。）については、給与その他対価の性質を有するものを除き、非課税とされています（所得税法第9条第1項第15号）。

ここでいう学資金とは、一般に、学術又は技芸を習得するための資金として父兄その他の者から受けるもので、かつ、その目的に使用されるものをいうものとされ、学資金には、金

品として給付される場合だけでなく、金銭を貸与し、その後一定の条件によりその返済を免除する場合の経済的利益も含むものとされています。

また、「給与その他对価の性質を有するもの」については非課税とされる学資金から除かれますが、給与所得者がその使用者から受ける学資金であっても、その学資金が通常の給与に加算して給付されるものであって、法人の役員や使用人の親族等の一定の者の学資に充てるもの以外のものであれば、「給与その他对価の性質を有するもの」に該当しないものとして、非課税とされています。

本件奨学金は、使用者が、専門学校等において資格を取得するために従業員が直接必要とする費用を専門学校等に直接払い込むことにより貸与するものですので、学術を習得するための資金であり、かつ、その目的に使用されるものであるといえ、その返済を免除したことによる本件経済的利益については、学資金に該当するものと考えられます。

そして本件経済的利益については、その利益を受けた従業員の給与が減額されることなどもないことから通常の給与に加算して給付されるものであると認められ、従業員のみを対象としていることから「給与その他对価の性質を有するもの」にも当たらないものと考えられます。

したがって、本件経済的利益は、「給与その他对価の性質を有するもの」に該当しない学資金に該当し、非課税として取り扱って差し支えありません。

XI. 確定申告書様式の変更

1. 第1表（収入金額等・所得金額）

		令和元年分				令和2年分				
収入金額等	事業	営業	①			事業	営業	①		
		農業	②				農業	②		
		不動産	③				不動産	③		
		利子	④				利子	④		
		配当	⑤				配当	⑤		
		給与	⑥				給与	⑥		
		雑	⑦				雑	⑦		
		公的年金等	⑧				公的年金等	⑧		
		その他	⑨				その他	⑨		
		総合課税	短期	⑩			総合課税	短期	⑩	
		長期	⑪				長期	⑪		
	一時	⑫				一時	⑫			
所得金額	事業	営業等	①			事業	営業等	①		
		農業	②				農業	②		
		不動産	③				不動産	③		
		利子	④				利子	④		
		配当	⑤				配当	⑤		
		給与	⑥				給与	⑥		
		雑	⑦				雑	⑦		
		公的年金等	⑧				公的年金等	⑧		
		業務	⑨				業務	⑨		
		その他	⑩				その他	⑩		
	⑦から⑩までの計	⑪				⑦から⑩までの計	⑪			
	総合課税	短期	⑫			総合課税	短期	⑫		
		長期	⑬				長期	⑬		
	一時	⑭				一時	⑭			
	合計	⑮				合計	⑮			

雑所得を生ずべき業務の行う者の取扱い

総収入金額	取扱い	適用時期
前々年の総収入金額 300 万円以下	現金主義による収入金額費用の計上ができる	令和4年分から適用
前々年の総収入金額 300 万円超	現金の収受若しくは払出し又は預貯金の預入若しくは引出しに際して作成されたものを保存	
前々年の総収入金額 1,000 万円超	総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を確定申告書に添付	

2. 第1表（所得から差し引かれる金額）

令和元年分		令和2年分	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		
	小規模企業共済等掛金控除 (11)		
	生命保険料控除 (12)		
	地震保険料控除 (13)		
	寡婦、寡夫控除 (14)	0000	寡婦、ひとり親控除 (13) 0000
	勤労学生、障害者控除 (15)	0000	勤労学生、障害者控除 (19) 0000
	配偶者(特別)控除 (16)	0000	配偶者(特別)控除 (21) 0000
	扶養控除 (17)	0000	扶養控除 (23) 0000
	基礎控除 (18)	0000	基礎控除 (24) 0000
	⑩から⑭までの計 (19)		⑬から⑳までの計 (25)
	雑損控除 (20)		雑損控除 (26)
	医療費控除 (21)		医療費控除 (27)
	寄附金控除 (22)		寄附金控除 (28)
	合計 (20+21+22+23)		合計 (25+26+27+28)

3. 第1表（その他）

令和元年分		令和2年分	
その他	配偶者の合計所得金額 (49)		
	専従者給与(控除)額の合計額 (50)		
	青色申告特別控除額 (51)		
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 (52)		
	未納付の源泉徴収税額 (53)		
	本年分で差し引く繰越損失額 (54)		
	平均課税対象金額 (55)		
	変動・臨時所得金額 (56)		
	延納の出		
	申告期限までに納付する金額 (57)	00	公的年金等以外の合計所得金額 (53)
延納届出額 (58)	000	配偶者の合計所得金額 (54)	
		専従者給与(控除)額の合計額 (55)	
		青色申告特別控除額 (56)	
		雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 (57)	
		未納付の源泉徴収税額 (58)	
		本年分で差し引く繰越損失額 (59)	
		平均課税対象金額 (60)	
		変動・臨時所得金額 (61)	

公的年金等控除額の改正による。

4. 第2表（雑所得等）

令和元年分				令和2年分				
○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項				○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)				
所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額	所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
		円	円	円	譲渡(短期)	円	円	円
					譲渡(長期)			
					一時			